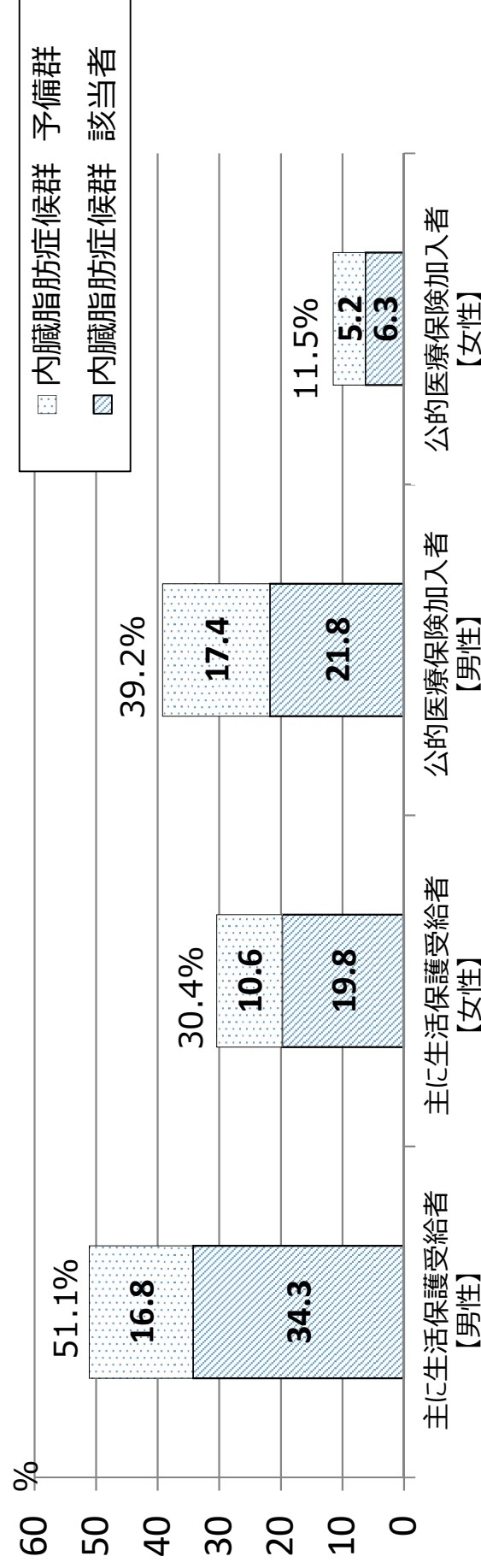


被保護者の健康等に関する現状①

被保護者の健診受診状況および健診結果

- 被保護者の健診受診率は、特定健診の受診率と比較して低い。
 - ・ 健康増進法に基づく健康診査の結果（主に被保護者の健診受診率） 7.7%
 - ・ 特定健診の受診率：51.4%
- 被保護者の健診受診者における内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合は、公的医療保険加入者よりも高い。



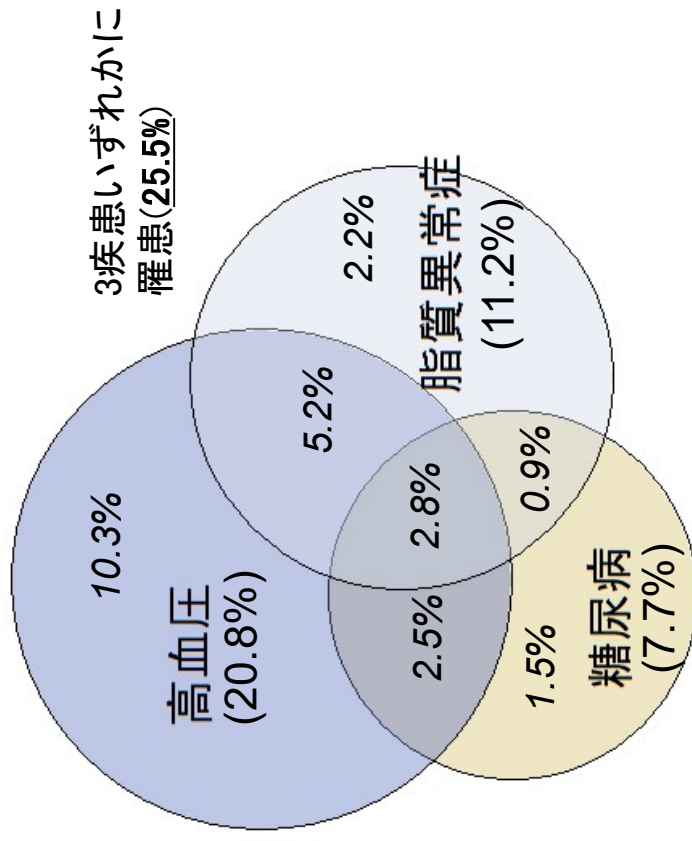
出典：平成28年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ
及び平成28年度地域保健・健康増進事業報告より保護課にて作成

被保護者の健康等に関する現状②

生活保護受給者の生活習慣病 罹患割合 (%)

生活保護受給者 100% (2,161,442名)

調査月に医療機関を受診した医療扶助受給者 70.2%
(1,518,388名)



・対象データ：平成27年6月支払基金審査分の一般診療(病院・一般診療所)の入院及び入院外、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書

・高血圧、脂質異常症、糖尿病の特定方法：傷病名(主傷病名に限定せず)および医薬品(当該病名に一般的に使用する医薬品が使用されていること)により病名を特定

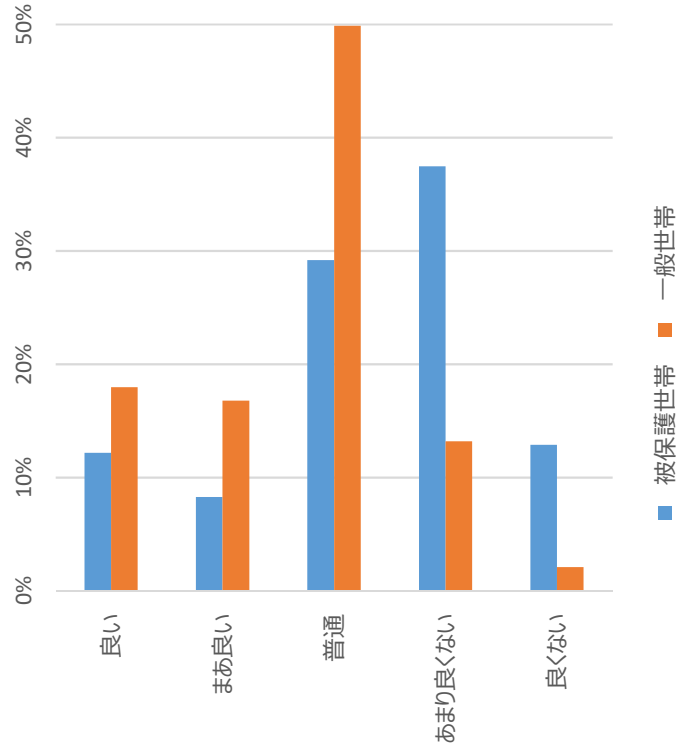
平成29年度厚生労働科学研究：平成27年度医療扶助実態調査より特別集計

被保護者の健康等に関する現状③

被保護者の健康意識等

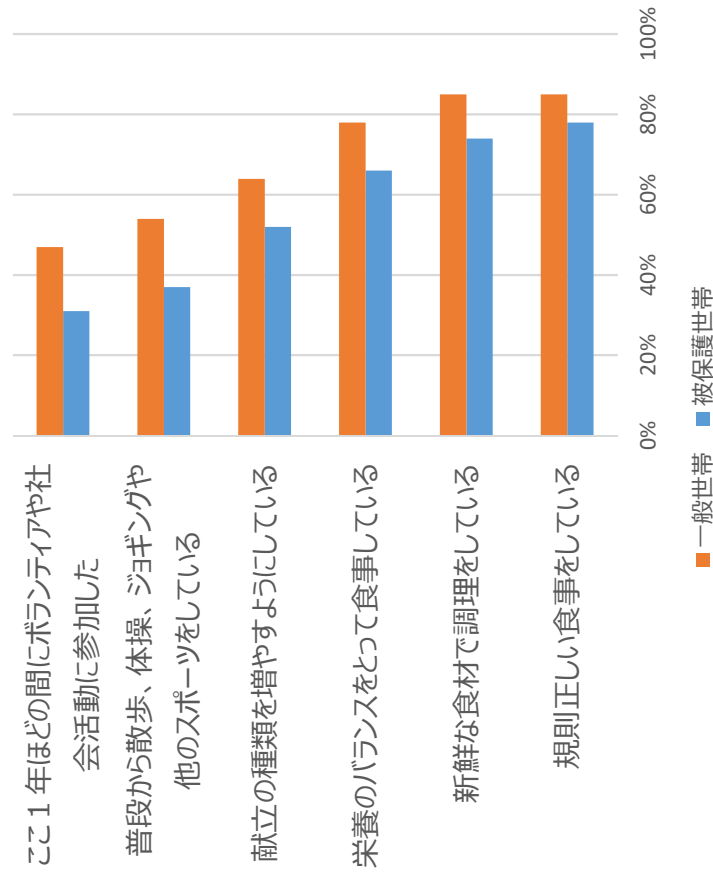
生活保護受給者の健康意識

- 生活保護受給者は一般世帯と比較して、健康意識が「あまり良くない」「良くない」である者が多い。



生活保護受給者の食事、運動、社会活動の状況

- 生活保護受給者は一般世帯と比較して、適切な食事や運動を実施していると回答した者が少ない。
- また、生活保護受給者は社会活動等について疎遠気味である。



【出典】

- ・ 平成22年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- ・ 平成22年国民生活基礎調査

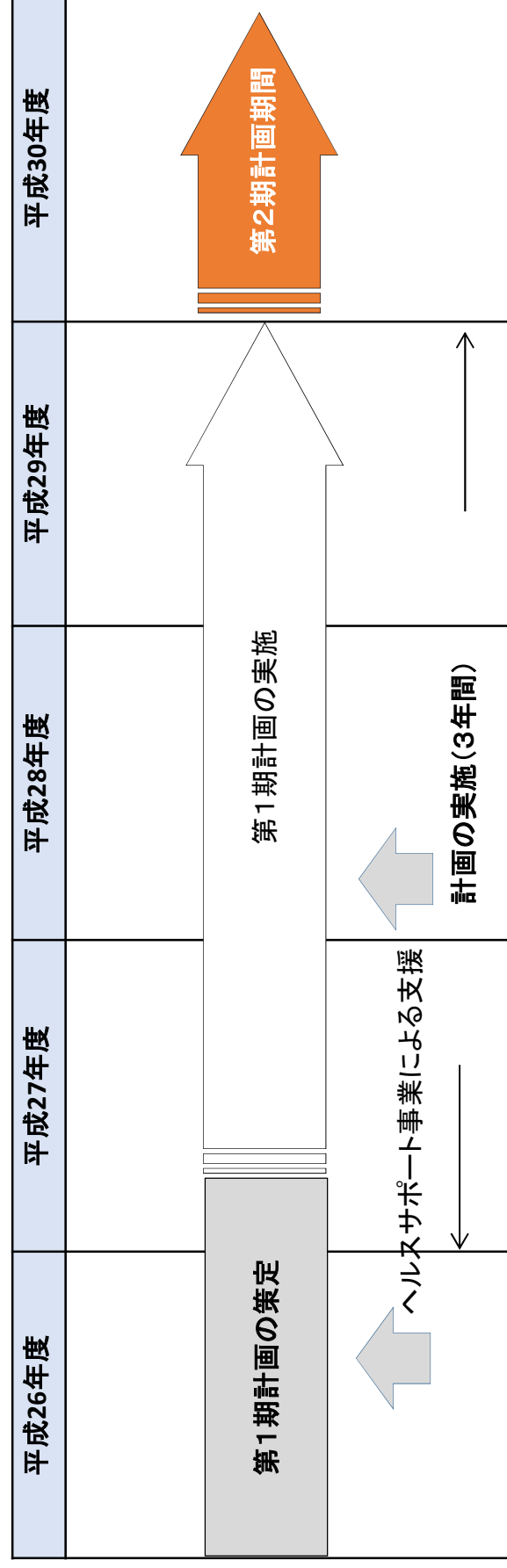
- 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、保険者にデータヘルス計画の策定と事業実施、評価等を求める
とされ、これを受けて、平成26年4月に保健事業の実施等に関する指針の改正等を実施。

日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）抄

健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針（告示）を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画（仮称）」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。

- 更に、国保保険者・広域連合がデータヘルス計画を策定するに当たって盛り込むべき事項や留意点等をまとめた「手引き」を策定（平成26年6月（国保）、同7月（後期広域））。各保険者は、これらを踏まえ、順次、「データヘルス計画」の策定・公表を行い、保健事業を推進。また、国保中央会、連合会において、有識者等による保険者の支援体制を整備。
- 平成30年度からの第2期データヘルス計画の策定に向けて、国において、平成29年7月から「データヘルス計画（国保・後期広域）の在り方に関する検討会」を開催し、そこでの議論を踏まえ、平成29年9月に「手引き」を改定。引き続き、**全ての保険者**が保険者機能をより一層発揮し、加入者の健康の保持増進に資する取組が円滑に進むよう、国としても支援していく。

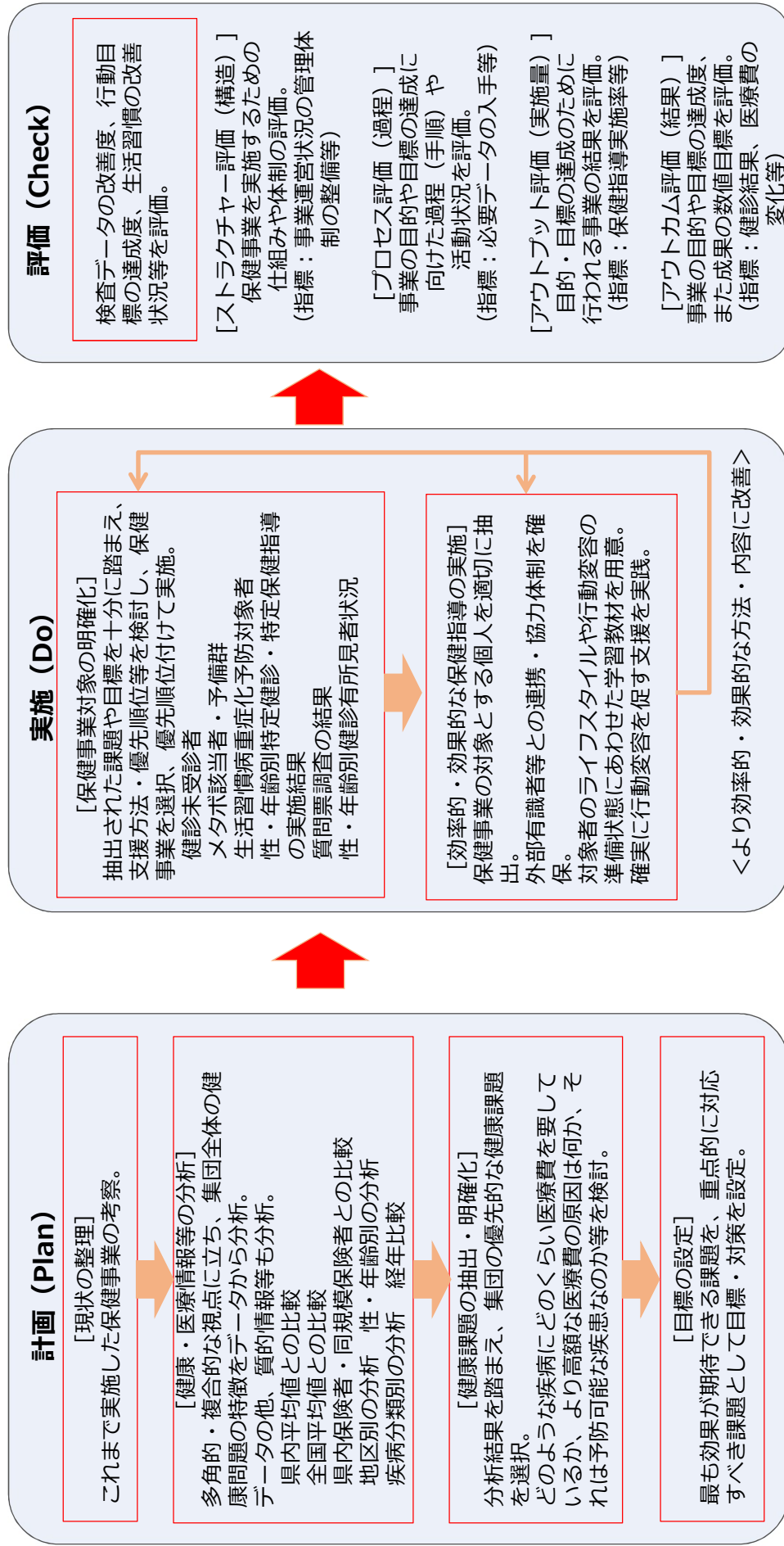
＜データヘルス計画（国保・後期広域）の実施スケジュール＞



「データヘルス計画」とは

○ レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく、効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画。

※ 計画の策定にあたって、電子化された健康・医療情報を分析し、被保険者等の健康課題を明確にした上で、事業の企画を行う。



第3⑥

データヘルス計画策定状況（都道府県別）

（平成30年7月1日現在）

都道府県	保険者数	データヘルス計画策定状況				
		策定している	策定中の場合			未着手
			平成30年度中	平成31年度中	それ以降	
北海道	157	133	17	1	2	4
青森県	40	38	2	0	0	0
岩手県	33	30	3	0	0	0
宮城県	35	31	4	0	0	0
秋田県	25	25	0	0	0	0
山形県	32	30	2	0	0	0
福島県	59	58	1	0	0	0
茨城県	44	44	0	0	0	0
栃木県	25	25	0	0	0	0
群馬県	35	31	2	0	2	0
埼玉県	63	63	0	0	0	0
千葉県	54	50	3	0	0	1
東京都	62	53	2	1	0	6
神奈川県	33	32	1	0	0	0
新潟県	30	30	0	0	0	0
富山県	15	15	0	0	0	0
石川県	19	19	0	0	0	0
福井県	17	17	0	0	0	0
山梨県	27	26	1	0	0	0
長野県	77	74	1	1	0	1
岐阜県	42	42	0	0	0	0
静岡県	35	34	0	0	0	1
愛知県	54	51	1	1	1	0
三重県	29	25	2	1	0	1

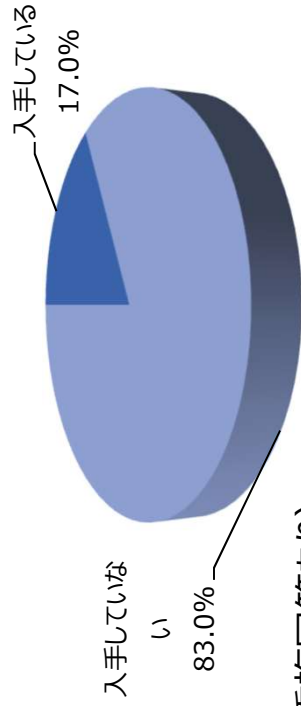
都道府県	保険者数	データヘルス計画策定状況				
		策定している	策定中の場合			未着手
			平成30年度中	平成31年度中	それ以降	
滋賀県	19	19	0	0	0	0
京都府	26	24	2	0	0	0
大阪府	43	41	1	0	0	1
兵庫県	41	40	0	1	0	0
奈良県	39	36	3	0	0	0
和歌山県	30	26	3	0	0	1
鳥取県	19	15	3	0	0	1
島根県	19	18	0	1	0	0
岡山県	27	27	0	0	0	0
広島県	23	23	0	0	0	0
山口県	19	19	0	0	0	0
徳島県	24	23	1	0	0	0
香川県	17	17	0	0	0	0
愛媛県	20	20	0	0	0	0
高知県	34	34	0	0	0	0
福岡県	60	60	0	0	0	0
佐賀県	20	20	0	0	0	0
長崎県	21	21	0	0	0	0
熊本県	45	45	0	0	0	0
大分県	18	18	0	0	0	0
宮崎県	26	25	1	0	0	0
鹿児島県	43	41	2	0	0	0
沖縄県	41	40	1	0	0	0
計	1,716	1,628	59	7	5	17

国民健康保険の保健事業の実施状況に関する調べ

○ 福祉事務所による被保護者の健診受診状況の把握やそれに基づく支援は十分ではない。

● 福祉事務所における健康診査結果の入手率

・入手している	<u>17%</u>	(136自治体)
・入手していない	<u>83%</u>	(675自治体)

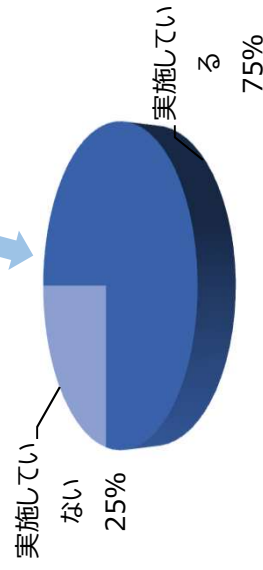


● 福祉事務所における健康診査結果の主な入手方法 (重複回答あり)

・生活保護法第29条に基づき、市町村長から入手	<u>90自治体</u>
・本人から入手	<u>60自治体</u>
・医療機関からの聴取	<u>9自治体</u>

● 福祉事務所における健康診断結果を利用した健康管理支援の実施率

・実施している	<u>75%</u>	(102自治体)
・実施していない	<u>25%</u>	(34自治体)



○ 福祉事務所における平成27年度の状況について調査を行った。

○ 福祉事務所を設置する自治体全てを調査対象 (901自治体)

※ 都道府県の郡部事務所が所管する町村における健診の実施状況と郡部事務所における健診を実施している町村からの健診結果の入手状況については、都道府県単位でまとめて計上している。
(例) 都道府県の郡部事務所が所管するすべての町村で健診を実施していれば、1自治体として計上

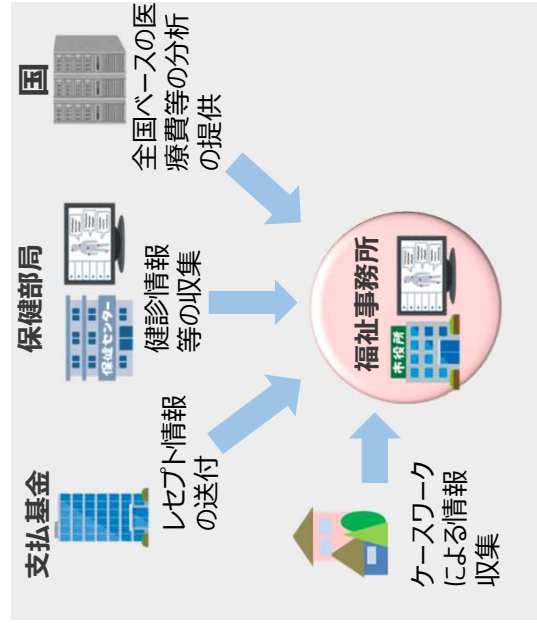
生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。
- 「被保護者健康管理支援事業」を2021年1月から実施することとしており、施行に向け、試行事業の実施やシステム基盤整備などの準備を進めていく。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例のみに加え、ア～エから選択

ア 健診受診勧奨
イ 医療機関受診勧奨
ウ 生活習慣病等に関する保健指導
エ 生活支援
エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
オ 頻回受診指導

※ 試行事業用の手引き（平成30年10月）より。このほか、自治体の試行事業の状況を踏まえ、手引き改定時に必要な事業方針の追加を検討

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストロークチャート、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

第3⑨ 生活保護受給者の健康管理支援の推進と市町村保健部局との連携について

現状（福祉事務所による被保護者の健診受診状況の把握やそれに基づく支援の現状）

- 被保護者の健診受診率は低い。
 - ・ 健康増進法に基づく健康診査の結果（主に被保護者の健診受診率） 7.7%
 - 福祉事務所による被保護者の健診受診状況の把握やそれに基づく支援の実施は十分ではない。
 - ・ 健診結果を入手していると回答した福祉事務所：17%
 - ・ 健診結果を利用した健康管理支援を実施していると回答した福祉事務所：11%
- （平成27年度に実施した福祉事務所に対する調査より）

試行事業において想定される保健部局との連携内容例

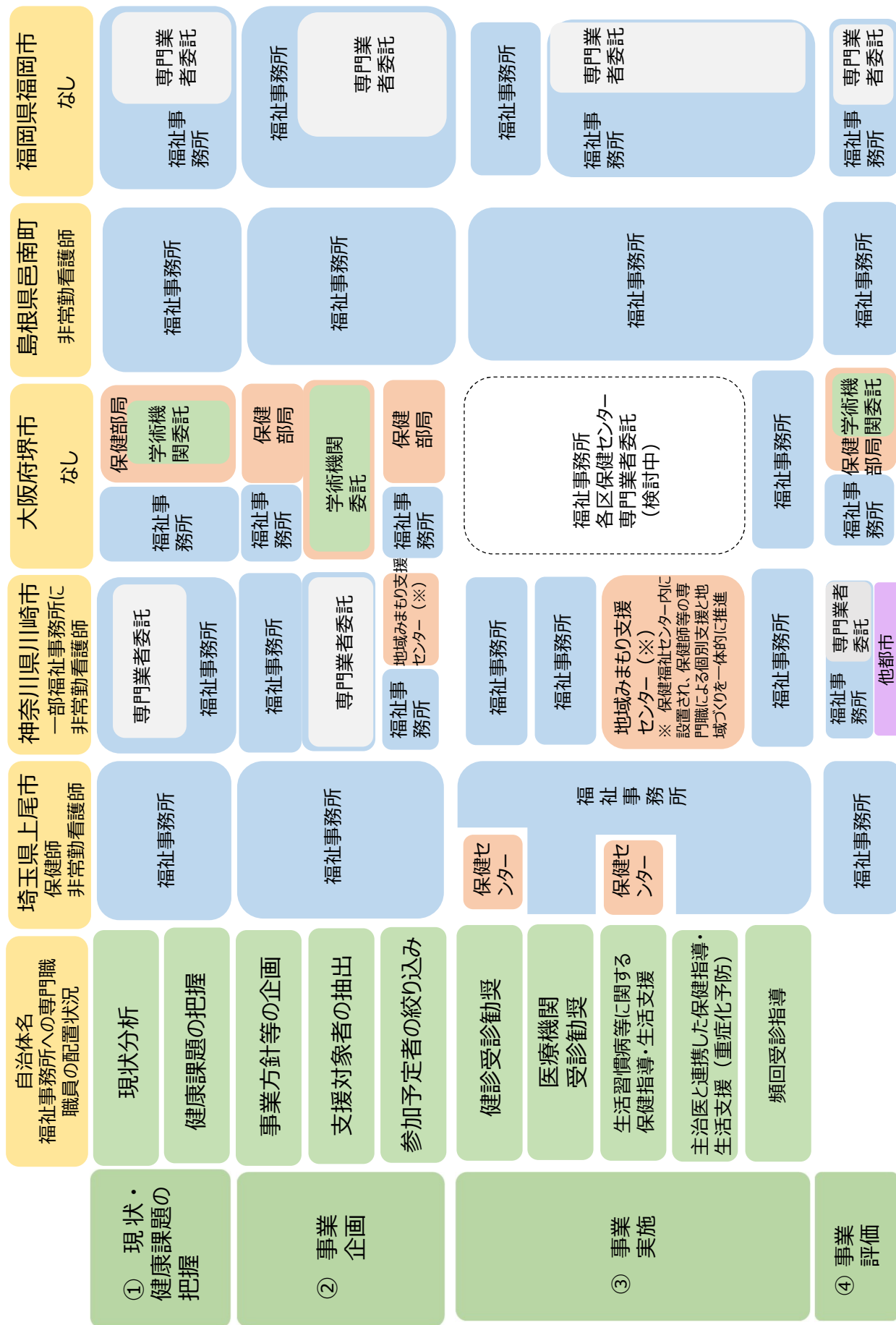
- 事業の実施にあたっては、健康増進事業を担当している部局との連携体制を構築することが重要となる。
- 具体的に連携を必要とする内容の例は以下のとおり。
 - ・ 保健部局から生活保護部局への健診受診状況や結果の提供
 - ・ 健診未受診者への健診受診勧奨を共同して実施
 - ・ 健診の結果、保健指導や精査が必要とされたにもかかわらず未受診の者に対する受診勧奨を共同して実施
 - ・ 保健指導や健康関連の教育が必要とされた者を、健康増進事業により、適切な支援につなげる
 - ・ 加えて、事業計画策定時よりの連携体制を構築（支援対象者の抽出基準等を共同して策定する等）

※ 保健部局以外の関連部局や関連機関等との連携体制の構築も併せてすすめる必要がある

第3⑩

被保護者の健康管理の事例（外部委託や他部局と共同する部分の事例、平成29年度または30年度）

○ 専門業者へ委託する部分、他部局と共同する部分は自治体の事情によって様々なパターンがありうる（図中の「福祉事務所」には自治体によっては本庁も含む。）。このほか、「被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業」を活用するなどして、都道府県・指定都市本庁において雇用した非常勤保健師を活用し、健康課題の把握や事業企画をすすめることも考えられる。



健康管理支援事業の事例① 埼玉県上尾市

～福祉事務所の保健師や看護師等を中心に、健診受診勧奨や生活習慣病重症化予防のための保健指導等を実施した事例～

人口：約22万8千人 被保護者数：約2千人

事業概要

■実施体制

- ・保健師、非常勤看護師を含む専門職を福祉事務所に配置

■関係機関との主な連携

- ・市町村保健センターと連携。連携会議を行い、受診状況や健診結果を共有。医師会に対して事業説明を実施、医療機関とは同行受診にあったの情報共有。

1 健康増進プログラム（一般健診・個別相談会（健康増進事業）への勧奨）

■支援対象者とその抽出

- ・一般健診の受診対象者であって特に受診の必要性が高いと思われる者※を、チェックリスト（別添①）を用い、ケースワーカーが抽出。
※ 生活リズム・食生活が乱れている、肥満、外出頻度が極端に少ない、健診の機会が少ない、健診未受診者、定期的通院をしていても採血の機会が少ない者等

■主な支援内容

- ・支援対象者に対し、健診申込書及び情報提供ペーパー「すこやか通信」を送付
- ・勧奨にもかかわらず受診しない者に対し、保健センターより受診券を送付し、ケースワーカーより受診券の送付をした旨の電話連絡又は訪問時に伝達
- ・それでも未受診である者に対して看護師より電話により勧奨
- ・要指導者に対しては個別相談会を紹介

2 健康管理支援プログラム（支援が必要な者に対する保健指導や生活指導、同行受診）

■主な支援対象者とその抽出

- ・生活習慣病に対して積極的な介入が効果的と思われる者等（精神疾患を併存している者等を含む）を、1.と同様のチェックリストにより抽出。
・1.で個別相談会の利用につながらなかった者や利用後も継続して支援が必要な者

■主な支援内容

- ・月1回程度の面接または訪問による保健指導を実施。保健指導には、事務所側で管理する面談の記録（別添②）、長期目標に加え具体的な短期目標（1日3回ご飯を食べる、外に出る等）をたて、共有するためのシート（別添③）、測定項目の記録シート（別添④）等を活用。
・必要な場合は医療機関の予約のサポートや同行受診を実施

■実施件数等

- ・平成29年度：指導対象者数 45人、指導回数 218回（面接171回、訪問28回、カンファレンス2回、同行受診17回）

※ 以下のプログラムも併せて実施

- 「食生活改善プログラム」：主に生活保護受給者及び生活困窮者を対象に、調理技術及び生活習慣病の予防に関する講義と調理実習を実施。
- 「食育支援プログラム」：学習支援事業を利用している被保護者世帯の中高生に対し、食育に関する講義と調理実習を実施

〈ケース No.〉	〈氏名〉	〈生年月日〉	〈チェック日〉	〈担当 CW〉
-----------	------	--------	---------	---------

- ☐ **食習慣が乱れており、身体を動かす習慣もなく太っている。**
- ☐ **脂っこい物を長く摂取する。**
- ☐ **甘いものを好んで食べる。**
- ☐ **外食やコンビニやスーパーの弁当・惣菜の利用が多い。**
- ☐ **お酒をたくさん飲む。**
- ☐ **血糖値が高めと言われた。**
- ☐ **中性脂肪、LDLコレステロール(悪玉)が高め、またはHDLコレステロール(善玉)が低いと言われた。**
- ☐ **高血圧ぎみである。**
- ☐ **たばこの害についてはわかっているがやめられない。**
- ☐ **寝つきが悪い。途中で目が覚める。特に早朝に目が覚める。**
- ☐ **定期健診(採血)を受けていない。**
- ☐ **医療機関に受診したほうが良いが、受診していない。**
- ☐ **不摂生により著しく痩せている。**
- ☐ **入浴をせず不潔である。または自宅などの衛生状態が悪い。**
- ☐ **頻回受診・多機関受診・重複受診をしている。**
- ☐ **向精神薬・催眠薬などを重複処方されている。**
- ☐ **幻聴、または幻視がある。**
- ☐ **虐待(身体的、精神的、ネグレクトなど)の疑いがある。**

[illegible]

目標実践記録表

[illegible]

健康管理支援事業の事例② 神奈川県川崎市

～現状把握と対象者抽出において委託事業者を活用しつつ、

他部局と共同して健診・医療機関受診勧奨や糖尿病性腎症重症化予防を実施した事例～

人口：約147万4千人 被保護者数：約3万2千人

事業概要

■実施体制

- ・現状把握と対象者抽出において委託事業者を活用。事業実施において、地域みまもり支援センター及び非常勤看護師（健康管理支援嘱託員）と連携。

■関係機関との主な連携

- ・地域みまもり支援センター（保健福祉センター内に設置され、保健師等の専門職による個別支援と地域づくりを一体的に推進）と、対象者の絞り込みと支援実施において連携、主治医と糖尿病性腎症重症化予防において連携。

1 健診受診勧奨、医療機関受診勧奨

■支援対象者とその抽出

- ・医療扶助レセプトと健康増進事業の健診データの情報を分析し、①健診未受診者（生活習慣病のレセプトがなくかつ健診未受診）、②治療中断者、③健診異常値放置受診勧奨対象者を抽出し、リストを作成（委託事業者を活用）。
- ・管内福祉事務所が、支援の必要性等をアセスメントして対象者リストから絞り込みを行い（他疾患での通院・入院状況や他の優先課題等を考慮）、さらに地域みまもり支援センターにおいてもアセスメントを実施して、支援対象者を決定する。

■主な支援内容

- ・支援は、3ヶ月を1クールとして支援終了か継続支援とする。
- ①に対しては、CWによる健診受診勧奨を実施（電話、訪問）。
- ②に対しては、CWによる医療機関受診勧奨を実施（電話、訪問）、受診しない場合は、地域みまもり支援センター保健師等から受診勧奨・指導（CW同行）を実施。
- ③に対しては、CWより受診の必要性についての説明を実施した上で、地域みまもり支援センター保健師等より受診勧奨・指導を実施（CW同行）。

■実施件数等 平成30年度：支援対象者数計約800名

2 糖尿病性腎症重症化予防

■主な支援対象者とその抽出

- ・医療扶助レセプトと健診データをを用い、早期腎症期～腎不全期と考えられる者を抽出（委託事業者を活用）。
- ・CW・非常勤看護師等が主治医等に聞き取りを行い、アセスメントシート(対象者の状況確認)を作成する。その上で、地域みまもり支援センターと協議を行い、支援を要するか否か判断。

■主な支援内容

- ・CW・保健師等が初回面接または訪問を行い、生活習慣改善に向けた目標設定等を行う（必要に応じて主治医に確認）。その後、3-6ヶ月間CWと保健師等で指導方針を適宜打ち合わせしながら保健指導を継続。

■実施件数等 平成30年度：支援対象者数計約20名

健康管理支援事業の事例③ 大阪府堺市

～保健部局と共同し、研究機関への委託を活用しながら現状分析・対象者の抽出を行い、支援を計画中である事例～

人口：約83万人 被保護者数：約2万5千人

事業概要（予定含む）

■実施体制

- ・保健部局と事業実施計画時より共同。保健部局より学術機関に対し、現状分析や対象者抽出等を委託。
- ・医師会と事業実施についての情報共有。

■現状分析・課題の把握

- ・医療扶助レセプト、健診情報、人口動態統計死亡個票、被保護者世帯情報等を分析（学術機関）。

現状分析から把握された課題

- ・健康診査受診率・保健指導実施率が低い
- ・分析したレセプトの約3割を循環器疾患・糖尿病など内分泌および代謝性疾患が占める（予防可能な疾患である）
- ・健康診査受診者の喫煙率・高血圧有病率は国保特定健診受診者と比較し高い
- ・レセプト上に「高血圧」「糖尿病」等の病名があると、5年以内に生活習慣病が重症化しやすい傾向にある
- ・レセプトがない者、健診を受けていない者もそうでない者に比べ、5年以内に生活習慣病が重症化しやすい傾向にある 等

■支援対象者の抽出

- ・医療扶助レセプト、健診情報より以下を抽出
 - ① 健診受診しておらず、レセプトもない健康状態未把握者
 - ② 生活習慣病のリスク保因者（学術機関においてリスク評価モデルを作成）

■主な支援内容（予定）

- ・保健部門と保健部門が連携し、平成31年度以降、以下を含む支援を実施予定。
 - ① 同意者に対し、受診勧奨と血圧測定を実施、その後保健指導対象者へ個別支援プログラムを作成し継続支援を行う
 - ② 同意者に対し、個別支援プログラムに基づき受診勧奨・血圧測定および生活習慣改善への支援を行う
- ・その他個人記録表（仮）の作成や、研担当向け研修会を企画。
 - ・事業の一部に業者委託を活用することも検討中。

■評価（予定）

- ・短期（1～2年）：健（検）診受診率、保健指導率上昇、食生活・運動等改善実行者数・体重減少者数、検査値改善者、受診者数 等
- ・長期（2～5年）：検査値改善者、5年間の生活習慣病入院患者数の減少 等

健康管理支援事業の事例④ 島根県邑南町の事例

～医療社会指導員（臨時任用専門職）を中心に、同行受診を含む幅広い支援・指導を実施した事例～

人口：約1万1千人 被保護者数：約30人

事業概要

■実施体制

看護師を医療社会指導員（臨時的任用職員）として配置

■支援対象者

以下の世帯で、関係機関の協力を得て、保健衛生、療養及び生活指導等を必要とする者

- ・療養生活態度の改善指導を要する世帯
- ・食事療法、食生活の改善指導を要する世帯
- ・看護技術、機能回復訓練を要する世帯
- ・環境浄化、精神衛生指導を要する世帯
- ・家族関係の調整、稼働、その他指導を要する世帯

■支援対象者の抽出等

地区担当員が「支援対象者」の基準に基づき、指導員等との協議により対象世帯を選定

■関係機関との主な連携

指導員は、保健所、医療機関、民生委員等の関係機関を地区担当員と同行訪問を行う、会議に出席するなど、世帯の実態把握の情報交換を実施

■主な支援内容

- ・指導員は指導世帯の台帳や指導の実施計画を作成
- ・地区担当員の世帯訪問に指導員が同行し、実態把握やデータ収集を実施。
- ・糖尿病患者に対する食事指導等、必要な指導・指示や意識付けを実施
- ・病識が希薄である場合等は世帯・本人への訪問で正確な病状把握が困難であり、主治医了解の下、指導員が病院の受診に同行し、医師の説明に対する理解のサポート等を行う。

同行受診を含む支援例

ケース①

70代男性。糖尿病性網膜症による視力低下も要因して、治療や生活改善に前向きが見られなかったが、本人は「受診では主治医から特に指摘はない」としていた。検査数値や体調の悪化を機に本人の了解を得て指導員が同行受診。受診の結果把握した病状を、予てより対象者に関わっていた町保健師とも共有し、病院栄養士、介護機関ヘルパーとも連携しながら、食事改善指導が進展した、また、糖尿病教育入院に本人も同意した。

ケース②

60代男性。糖尿病性網膜症の治療が必要であったが、病識が希薄であり、治療や日常生活改善に意欲が見られなかった。一方、視力低下の不安から医療機関を転々とし治療効果が現れない中保護開始となった。福祉事務所の支援のなかで、本人が主治医の説明等を正確に理解できていないであろう実態も分かってきたため、指導員が同行受診。主治医や関係者と情報共有、連携しながら、治療継続中。

健康管理支援事業の事例⑤ 福岡県福岡市 ～外部委託業者を活用し、健診受診勧奨や糖尿病重症化予防等を実施した事例～

人口：約158万人 被保護者数：約4万3千人

事業概要

■実施体制

- 現状把握と事業実施において外部委託業者（保健師、看護師等の専門職も配置）を活用
- 関係機関との主な連携
 - ・健康増進部局と健診受診勧奨対象者選定のためのデータ共有において連携
 - ・医師会、薬剤師会（2.において事業の報告等）、医療機関（2.の保健指導参加の確認依頼や報告等）

1 健診受診勧奨

- 対象者とその抽出
 - ・被保護者が対象となっている2種類の健診の対象者を抽出
 - ・うち、生活習慣病予防健診については、レセプトから生活習慣病による通院を行っていない者を勧奨対象者として抽出
- 主な支援内容
 - ・前年度末に健診受診勧奨のための通知を福祉事務所から郵送するとともに、ケースワーカーが電話または訪問にて受診を勧奨。

2 糖尿病重症化予防・健診受診者への保健指導

- 対象者とその抽出
 - ・糖尿病性腎症2－3期である者、健診受診者のうち健診異常値がある者をレセプトの傷病名や診療行為・投薬の状況及び健診の結果から抽出、介入が効果的と考えられる者をケースワークも踏まえて選定
- 主な支援内容
 - ・ケースワーカーが事業内容を説明、同意を取得。
 - ・委託事業者の保健師、看護師、管理栄養士等が面接及び電話による保健指導を実施。初会面接に加え、電話・面接によるフォローを5回程度実施。
 - ・保健指導開始前に主治医に対し主治医より既に指示されている生活指導内容や事業にあたって気をつけるべき点等を確認。指導後には主治医に報告書を送付。
- 実施件数
 - ・平成30年度 約200件

3 適正受診指導

- 支援対象者とその抽出
 - ・頻回受診者、同系の疾患を理由に複数の医療機関を受診する重複受診者、同系の医薬品を複数の医療機関から処方されている重複服薬者をレセプトより抽出
- 主な支援内容
 - ・ケースワーカーが電話・訪問による指導を実施。その際、委託事業者よりケースワーカーに対して指導方針についてのフォローを受ける。
- 実施件数
 - ・平成30年度 約200件

被保護者健康管理支援事業の実施に向けた準備について①

2021年1月の被保護者健康管理支援事業の実施に向け、想定される自治体及び国における準備は以下のとおり。

2018年度

- 生活保護受給者の健康管理マニュアルに関するWG開催
- 6月 改正生活保護法が成立
- 10月 「被保護者健康管理支援事業の手引き」策定
- 各自治体において試行事業を実施

2019年度

- 各自治体において試行事業・準備事業を実施
(主な事業) ・レセプト管理システムの改修
・データの収集・分析
・同行支援員や非常勤保健師等の雇用による事業計画の策定や支援の実施
- 試行事業の実施状況を踏まえ、手引きの改定について議論を開始

2020年度

- 各自治体において試行事業・準備事業を実施
- 「被保護者健康管理支援事業の手引き」改定
- 国による周知や研修会等の開催
- 1月 被保護者健康管理支援事業 施行

被保護者健康管理支援事業の実施に向けた準備について②

2019年度において、試行事業・準備事業として主に想定される取組と対応する予算事業は以下のとおり。

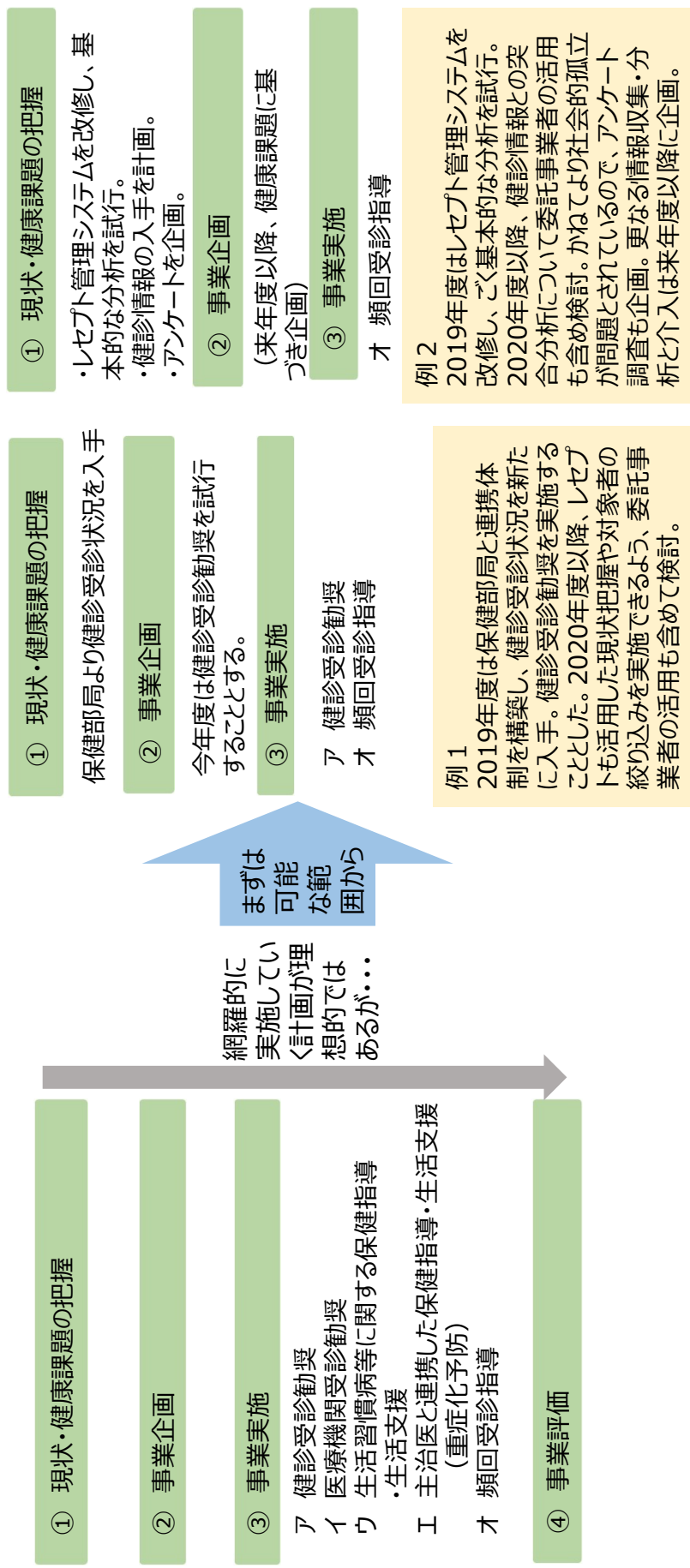
※ 特に、各都道府県においては、郡部の福祉事務所で最低限1箇所、かつ、都道府県下の市部において最低限1箇所では、何らかの形態で試行事業を実施していただき、可能な限りノウハウを蓄積するよう努められたい。

取組	予算事業	内容概要
レセプト管理システムの改修	健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集のうち開発・導入にかかる経費（1.8億円）【10/10】 【参考資料（第3②・④）】 ・必要な経費を平成30年度2次補正予算に計上し、成立したところ。当該予算措置は恒久的なものではないため、被保護者健康管理支援事業の実施に当たり改修が必要な自治体は必ず実施すること。	・試行用手引きに例示する医療扶助レセプトを利用した調査・分析（試行用手引き5ページ）、対象者の抽出（同8ページ）、個別支援（同14ページ）、目標・評価指標（同12-13ページ）を用いた評価等を簡便に実施するため、レセプト管理システムの改修を実施する。 ※ なお、現行のレセプト管理システムから抽出した医療扶助レセプトの情報を下段の「健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集等」を活用し、委託事業者を活用するなどして分析や個別支援に用いる予定である場合には、必ずしもレセプト管理システムの改修を要しない場合も考えられるため、自治体の実情に併せて検討すること。【参考資料（第3⑤）】
データの収集・分析	レセプトを活用した医療費適正化事業（46.7億円の内数）のうち、健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集など（9.1億円）【10/10】 【参考資料（第3③・④）】 ・平成31年度当初予算案において、全ての福祉事務所設置自治体に対して予算補助（補助率10/10）を行うためには、十分に予算を計上したところであるため、各自治体においては積極的に実施すること。	・被保護者健康管理支援事業を行うにあたっては、レセプトのみならず、健康増進法に基づく健康診査のデータのほか、ケースワークや面談・アンケート等で収集したデータ等も活用することが想定される。これらデータの収集、電子化、分析を行うとともに、レセプト管理システムから取得した医療扶助レセプトデータとこれらデータを突合し、分析を実施する。また、必要に応じ、レセプト管理システムのみでは実施が困難なレセプトの分析を実施する。 ・なお、特に自立支援医療の精神通院医療の実施主体である指定都市においては、自立支援医療レセプトデータの収集、医療扶助レセプトデータとの突合による分析も併せて検討する。
非常勤保健師や同行支援員の雇用による事業計画の策定や支援の実施	健康管理支援事業の円滑な実施に向けた自治体における準備事業（28.4億円）【10/10】 【参考資料（第3⑤）】 ・平成31年度当初予算案において、全国の福祉事務所の凡そ3/4が実施できるよう、十分な予算を計上したところであるため、各自治体においては積極的に実施すること。 ・都道府県・指定都市本庁においては指導的立場の非常勤保健師等を雇用することも可能。本庁におけるリーダーシップを発揮することが肝要であると考えられることから、特に積極的に設置すること。	・福祉事務所や都道府県・指定都市本庁において非常勤保健師等を雇用し、事業の企画及び対象者の階層化等を実施する。また、治療中断者や頻回受診者等に対する介入支援まで実施する場合は、福祉事務所が同行支援員を雇用し、被保護者が医療機関等を受診する際に同行して指導・支援を行う。 ・都道府県・指定都市本庁においては、巡回等を実施するための、指導的立場の非常勤保健師等を雇用する。

被保護者健康管理支援事業の実施に向けた準備について②

被保護者の抱える課題は複雑で多岐にわたり、支援の関係者についても多方面に及ぶため、これらを全て一度に充足することは困難である。このため、地域資源や関係者の連携状況、福祉事務所の体制、健康課題の共有状況などを踏まえ、まずは、取り組みやすい範囲や資源の整った部分から着手し、そこから取組の範囲を広げるという発想も必要となる。

試行事業においては、例えば以下の例の様に、入手しやすい情報に基づき、実施が比較的容易な事業を試行してみるなど、可能な範囲から取組むことが考えられる。



健康管理支援事業関連の主な予算について（案）

2018年度予算

■レセプトを活用した医療扶助適正化事業（39.7億円の内数）
【3/4】
（レセプト点検及び医療扶助適正化や健康管理に係るリスト作成、リスト作成後の支援、事業計画の策定）

■生活習慣病の医療機関未受診者の支援と頻回受診者の適正受診指導の強化（5.8億円）【10/10】
（福祉事務所による同行指導の実施）

■頻回受診指導を行う医師の委嘱促進（2.0億円）【3/4】
（かかりつけ医師と協議の上で適正受診指導を行う医師を追加して委嘱）

■医療扶助の適正実施の更なる推進（22.0億円の内数）【3/4】
（PDCAサイクルを導入した上で実施）
・適正受診指導等の強化
（頻回受診の適正化、薬局等と連携した適正受診指導や服薬指導等）
・生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援

■子どもとその養育者への生活・健康支援モデル事業（1.5億円）
【10/10】

再編

2019年度予算案

試行・準備事業【10/10】

■レセプトを活用した医療扶助適正化事業（47.6億円の内数）
のうち、健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集など
（9.1億円）
（生活習慣病の重症化予防対象者の抽出等）
（データの収集・分析やそれに係る委託）

新

■健康管理支援事業の円滑な実施に向けた準備事業（28.4億円）
（新）
・福祉事務所による同行指導の実施
・データに基づいた支援実施のための準備
（健康課題の分析・支援対象者の抽出や事業計画・個別支援計画の作成を行うため非常勤保健師、都道府県・指定都市本庁における指導的立場の保健師の雇用）
・頻回受診者に対する適正受診指導の強化

新

■レセプトを活用した医療扶助適正化事業（47.6億円の内数）
【3/4】
（生活習慣病の重症化予防対象者の抽出等を実施しない場合）

■頻回受診指導を行う医師の委嘱促進（2.0億円）【3/4】

■医療扶助の適正実施の更なる推進（11.6億円の内数）【3/4】
（薬局等と連携した適正受診指導や服薬指導等）

■子どもとその養育者への生活・健康支援モデル事業（1.5億円）
【10/10】

新

■お薬手帳を活用した重複処方の適正化【10/10】

2018年度二次補正予算

■健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータ収集のうち開発・導入にかかる経費（1.8億円）【10/10】

被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けたレセプト管理システムの改修

30年度2次補正予算額案：1.8億円

【所要額】：175,000千円

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（生活保護適正化等事業費）

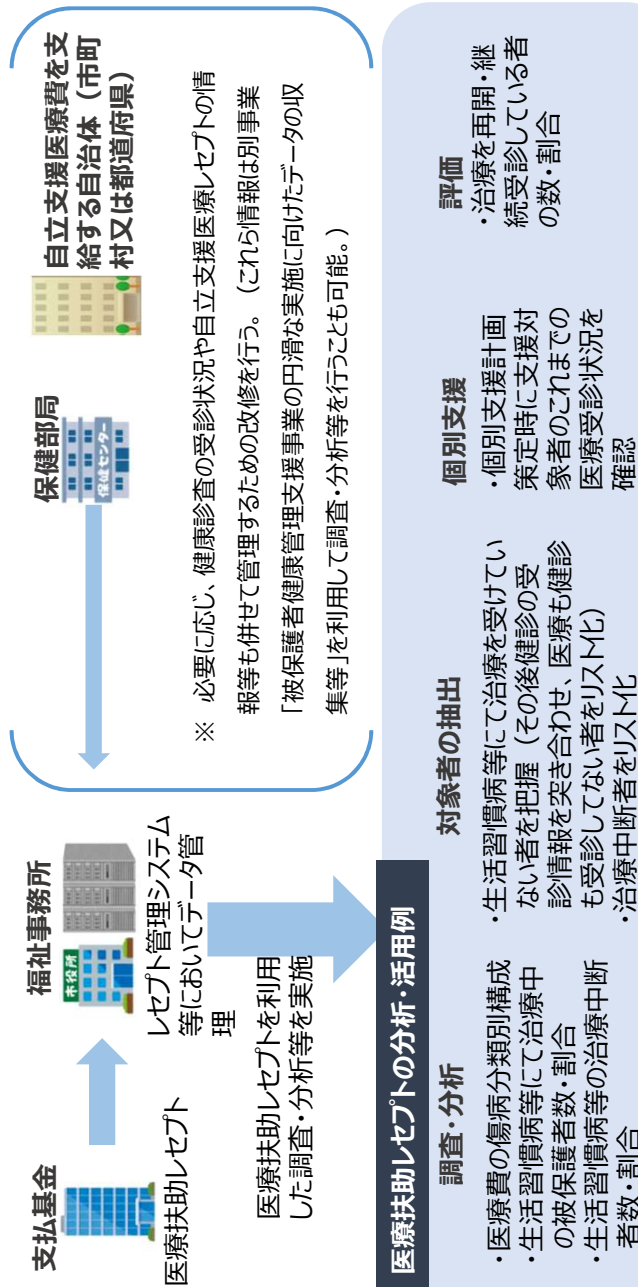
実施主体：福祉事務所設置自治体 補助率：10/10

事業概要

- 法改正事項として、データに基づいた生活習慣病の予防等に係る「被保護者健康管理支援事業」の創設を定めており、施行期日は2021年1月1日としている。
- 生活保護受給者に係る健康管理事業を開始するにあたっては、生活保護受給者の医療全体の状況を把握・分析し、地域における健康課題等の分析や、支援対象者の抽出を行う必要がある。
- 事業の円滑な実施に向け、レセプト管理システム等において、医療扶助レセプトを利用した調査・分析等を簡便に行うため、システム改修費を補助する。

改修内容 (システム改修する内容・項目)

- 生活保護受給者の医療全体の状況を把握・分析し、地域における健康課題等の分析や、支援対象者の抽出を行うことを目的に、医療扶助レセプトを利用した調査・分析、対象者の抽出、個別支援、目標・評価指標を用いた評価等を簡便に実施できるようにするための改修を行う。



被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集等

【平成31年度予算（案）】905,000千円

実施主体：福祉事務所設置自治体

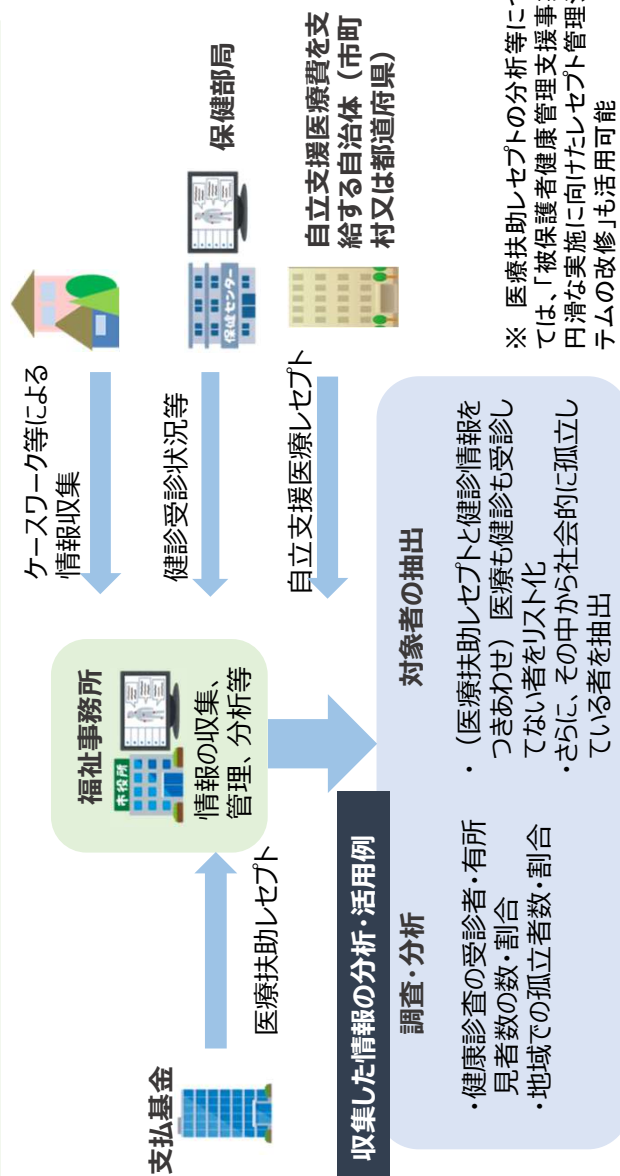
補助率：10／10

事業趣旨

- 生活保護受給者に係る健康管理事業を開始するにあたっては、生活保護受給者の医療全体の状況を把握・分析し、地域における健康課題等の分析や、支援対象者の抽出を行う必要がある。
- 事業の円滑な実施に向け、医療扶助レセプトに加え、健康増進法に基づく健康診査のデータのほか、ケースワークや面談・アンケート等で収集したデータ、自立支援医療レセプトのデータ等も活用することが想定される。これらデータの収集、管理、分析を行うとともに、レセプト管理システムから取得した医療扶助レセプトデータとこれらデータを突合し、分析等を実施するための費用を支援する。
- なお、現状、健診データを活用する経験等が福祉事務所に少ないこと等の課題があるため、これらをフォローするために専門業者に委託する費用についても支援する。

事業内容

- 健康診査等のデータを、健康管理支援事業で活用できるようにするため、その収集、管理、分析等にかかる自治体経費
【生活保護適正化等事業費のうち「レセプトを活用した医療扶助適正化事業」】



試行事業において想定される医療扶助レセプト情報の利用について

- 試行事業においては、①「被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けたレセプト管理システムの改修」や②「被保護者健康管理支援事業の円滑な実施に向けたデータの収集等」を利用して、医療扶助レセプト情報を利用することが想定される。
- 医療扶助レセプトを用いて把握する項目の例と、その項目を活用する事業における主な部分は以下の表のとおりであるが、①と②の活用については、例えば、項目の例の把握までは主に①を活用して行い、健診情報等の他情報との突合も含めた分析に②を活用するパターンや、項目の例の把握から他情報との突合・分析までのすべてに主に②を活用するパターン等が考えられ（後者の場合、必ずしも①を実施する必要はない場合もある）、自治体の事情を踏まえ、予算事業を活用していただくようお願いする。

主な想定される活用部分	現状・健康課題の把握及び評価	支援対象者の抽出・絞り込み	事業実施	
医療扶助レセプトを用いて把握する項目の例	三要素			三要素（受診率、一件あたり日数、一日あたり医療費）を入院・外来別に参照するなどして医療費の概要を把握する。
	傷病分類別医療扶助費（※）			傷病分類別医療費について、総額、受診率、一件あたり医療費等を入院・外来別に参照するなどして、どの傷病（分類）による医療扶助費や受療率が高いのか等を把握する。
	高額レセプト一覧			高額な医療費がかかっていたり、長期入院している被保護者ばどのような疾患によるか、予防可能である生活習慣病に係る重篤な合併症によって高額となっている者はどの程度存在するか等を把握する。
	長期入院レセプト一覧			
	生活習慣病のレセプトがあった者一覧（※）			医療扶助レセプトを用い、生活習慣病による医療扶助受診の状況を併存疾患や合併症の状況も含わせて把握するとともに、健康診査の受診状況や結果と突合することにより、支援対象者の抽出に活用する。また、保健指導の結果の評価にも活用する。
	生活習慣病の新規患者のリスト（※）			
	生活習慣病の治療中断者中断者リスト（※）			
	頻回受診者リスト			頻回受診者の現状と支援対象者の抽出に活用する。
		個人履歴確認		支援対象者の絞り込みや支援の実施にあたり、個々人の医療受診状況を確認する。

※ 傷病分類別や疾患別の医療費の算出方法については、主傷病名として記載のある傷病名に基づき算出する方法の他、医療保険者におけるデータヘルスや学術研究等においては、投薬や治療行為も踏まえた上で算出する等の手法も用いられている。同様に、生活習慣病を罹患していると考えられる者等をレセプトを用いて抽出する方法については、主傷病及び副傷病として生活習慣病が記載されているレセプトを抽出する手法の他、投薬状況や治療行為も踏まえて絞り込む手法等も用いられている。被保護者健康管理支援事業においては、現時点においては、標準的な手法は示していないが、各手法の特徴を把握して解釈・使用する必要がある。

参考：標準的な健診・保健指導プログラム（平成30年度版）、自治体における生活習慣病対策推進のための健診・医療・介護等データ活用マニュアル

事業概要

【平成31年度予算（案）】 2,842,000千円

実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
補助率：10/10

- 改正生活保護法により、データに基づいた生活習慣病の予防等に係る「被保護者健康管理支援事業」を創設し、施行期日は2021年1月1日としている。
- 当該事業は、①各福祉事務所のデータを全国データと比較する等して、地域の健康課題の分析や社会資源の把握を行った上で（Plan）、②それによって得られた方針を基に、個別支援対象者の抽出・決定を行い（Do）、③必要に応じて、対象者の健診データ等を入力し、個別支援計画を策定（Do）、④同行指導等による本人への介入を行い（Do）、⑤行動変容の状況等を踏まえ事業の評価、方針の改善に繋げる（Check～Action）という進め方を想定している。
- 2021年1月から円滑に実施するにあたっては、あらかじめ自治体において、国が示している手引きを参考とし、各福祉事務所のデータと全国のデータを比較し、上記の①～③に係る準備を進めることが適切であることから、2018年度（平成30年度）から実施している付き添い指導員による同行指導の事業に加えて、これらの事業も実施するものである。
- 本事業を先行して事業展開することによって、より実効性のある手引きの改定や、他の公費負担医療のしセプトの活用方法に係る検討を進めることで、法施行までに全自治体が健康管理支援事業を効果的・効率的に実施できる環境を整備する。

事業のイメージ（1または2いずれかのみの実施でも補助対象とする）

1. 福祉事務所による同行指導の実施（既存メニュー）

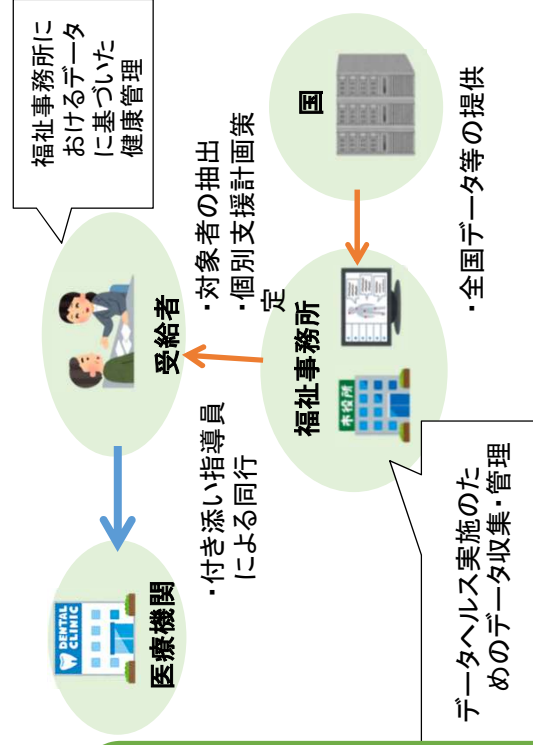
○ 福祉事務所で雇用した「付き添い指導員（非常勤保健師等を想定）」が、生活習慣病の受診中断者や未受診者、一定回数以上に医療機関に受診してしまう頻回受診者に付き添い、同行指導を行う。

2. データに基づいた支援実施のための準備（新規メニュー）

○ 公費負担医療等のしセプト、健診データ等を参考とし、地域における健康課題等の分析や、支援対象者の抽出を行う。

○ PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な事業の実施のため、個別支援計画を策定する。

○ 上記の業務を実施するために、非常勤保健師等を雇用すること等を想定している。（都道府県・指定都市本庁においては、指導的立場の非常勤保健師を雇用することも可能。）



被保護者健康管理支援事業の手引き
(平成 30 年 10 月)

目次

1. はじめに
 - (1) 背景
 - (2) 本手引きの位置づけと今後のスケジュール
 2. 被保護者健康管理支援事業の進め方
 - (1) 全体の流れ
 - (2) それぞれの段階における実施事項
 - ① 現状・健康課題の把握
 - ② 事業企画
 - i. 事業方針の策定
 - ii. 対象者の抽出・参加予定者の絞り込み
 - iii. 目標・評価指標の設定
 - iv. 支援内容の検討
 - ③ 事業実施
 - ④ 事業評価
 - ⑤ 事業報告
 3. 実施体制について
 - (1) 行政内部の他部局や社会資源との連携体制の構築等
 - (2) 外部委託について
 - (3) 個人情報の取扱い
- 別添 1 事業報告様式 1 (平成 31 年度) (記載例)
- 別添 2 事業報告様式 2 (平成 31 年度) (記載例)
- 別添 3 個別支援計画ひな型例 (記載例 1 および 2)

1. はじめに

(1) 背景

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要である。
- 生活保護受給世帯については、その約8割が何らかの疾病により医療機関を受診しており、傷病・障害者世帯も生活保護受給世帯全体の約4分の1を占め、若年者を含めて医療を必要とする被保護者が多い。また、規則正しい食事をしていると答えた世帯の割合は78%（一般世帯85%）、栄養バランスをとって食事をしていると答えた世帯の割合は66%（一般世帯78%）、普段から運動をしていると答えた世帯の割合は37%（一般世帯54%）となっており（家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（平成22年））、一般世帯と比較して、適切な食事習慣や運動習慣が確立されていない傾向がある。これらのことから見て、被保護者は、多くの健康上の課題を抱えるにもかかわらず、健康に向けた諸活動が低調であると考えられ、こうした被保護者の特性を踏まえれば、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要である。
- 被保護者の支援において、早期受診の勧奨や治療中断の解消を行うことは、被保護者の健康や生活の質の向上につながるだけでなく、医療扶助費の適正化にもつながるものである。
- 被保護者の支援を行うにあたっては、健康に関するデータの把握が重要であり、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき、生活習慣病の発症予防・重症化予防等を推進する必要がある。
- こうした背景から、平成29年5月には、生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会の議論のまとめ（データに基づいた生活保護受給者の健康管理支援について）において、健康管理支援を行うためのデータの収集、活用方法などの仕組みの整備について提言が行われた。この提言を踏まえ、平成30年2月には、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が提出され、同年6月に成立した。平成33年1月から、データに基づき、生活習慣病の予防等を推進するための「被保護者健康管理支援事業」を創設し、全ての福祉事務所において当該事業を実施することとしている。

(2) 本手引きの位置づけと今後のスケジュール

- 平成33年1月から「被保護者健康管理支援事業」を福祉事務所が実施するに当たっては、円滑にデータが収集・分析され、現場において一定程度標準化された内容の支援が行われることが肝要である。このため、福祉事務所が参考とするためのマニュアルを、事業が施行されるまでの間に、厚生労働省から通知する予定である。一方、本手引きは、それまでの間に健康管理支援を試行的に行う自治体が参考とすることを想定して作成したものである。
- 被保護者の抱える課題は複雑で多岐にわたることから、健康管理に対する支援を行うにあたっては、単に医療や健康増進の面において支援を行うにとどまらず、社会参加も含めて広く生活全般の環境を改善するという視点を持つことが重要であり、本手引きにおいては、福祉事務所に対し、様々な社会資源を活用し個々の被保護者の問題の改善に向けて総合調整を行う役割が期待されている。

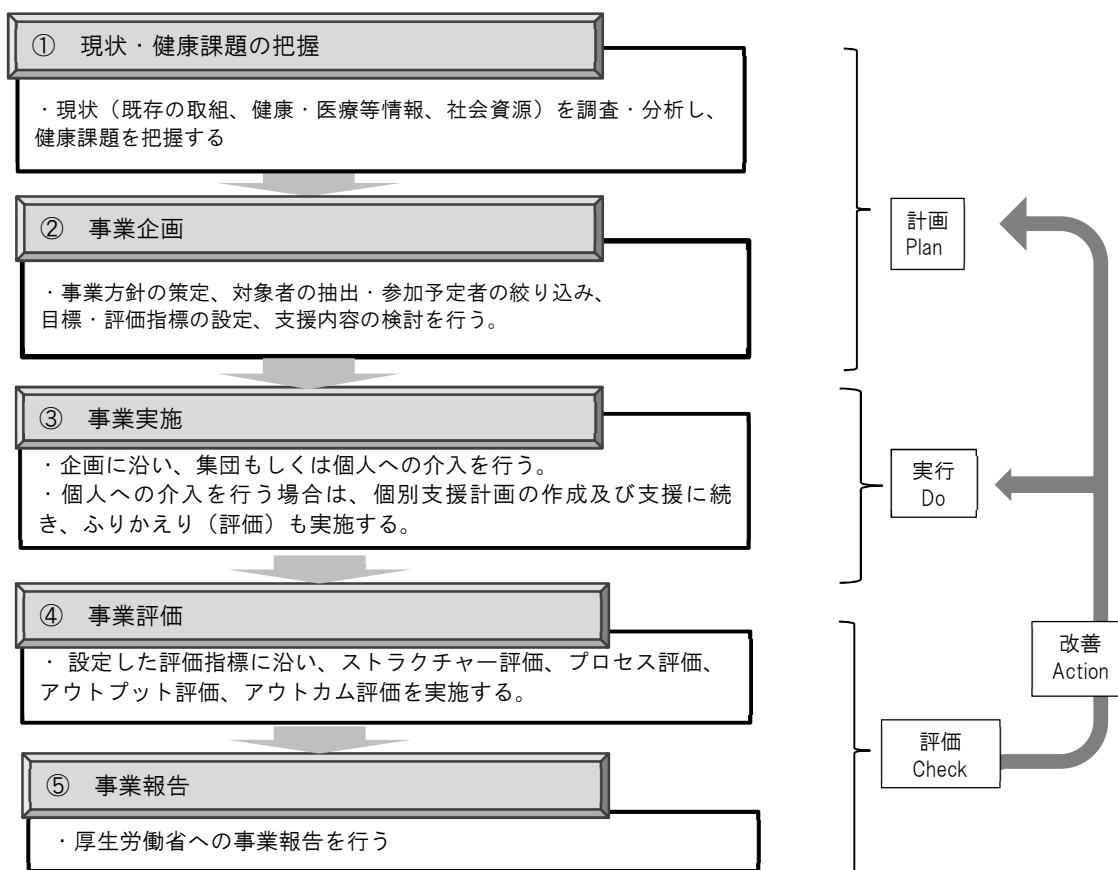
- また、本手引きは健康支援事業の事業計画を策定する福祉事務所のスタッフ（在籍している場合は保健師等の専門的知識を持つスタッフ）をはじめとする、健康管理支援事業に関わるスタッフに参照いただくことを想定したものである。
- なお、本手引きは、医療保険等において 40 歳から 74 歳の者に対しては生活習慣病の予防等に主眼がおかれた取組が、75 歳以上の者に対しては重症化予防や介護予防等に主眼がおかれた取組が行われていることを踏まえ、40 歳以降の被保護者を主な対象と考え作成されたものであるが、より若年の者についてもモデル事業等を活用して、積極的な取り組みを検討されたい。
- マニュアルを作成するに当たっては、複数の福祉事務所において試行的に実施する健康管理支援のための取組の中で実践例が積み重ねられながら、事業遂行上の課題や留意点が把握されることが必要であることから、本手引きを参考にしながら、健康管理支援を実施し、アンケートや事業報告等により適宜フィードバックをいただきたい。各自治体からのフィードバックをもとに、平成 33 年 1 月の法律施行に向けて、被保護者健康管理支援事業のマニュアルをより充実したものにしていく予定である。

2. 被保護者健康管理支援事業の進め方

(1) 全体の流れ

- 事業は図表 1 のとおり各段階からなり、全体で PDCA サイクルを構築している必要がある。次項より各段階の実施事項の概要を述べる。

図表 1 健康管理支援事業の全体の流れ



(2) それぞれの段階における実施事項

① 現状・健康課題の把握

- 効果的な事業実施のためには、まず、所管する地域の被保護者の健康状態に関連する現状の調査・分析を行い、地域の健康課題を把握する必要がある。
- 現状については、既存の取組、健康・医療等情報、社会資源について調査・分析を行う。

- ◆ これまでに実施した健康管理支援に関連する事業に関して、その目的、対象、実施方法、内容、実施体制および評価等について整理する。
- ◆ 健康や医療に関連する情報等を調査・分析し、地域の被保護者の健康状態に係る全体像を把握する。保護台帳や帳票、医療扶助レセプト、市町村保健部局や保険者のデータに加え、既存の事業で得られた情報や被保護者へのインタビュー等を活用する（既存の事業等からのデータがない場合はインタビュー等の実施を本事業の一部とすることを検討すること）。また、全国平均や都道府県のデータとの比較を行う※。さらに国保および後期高齢者医療制度における健康課題について担当部局が作成する保健事業実施計画（データヘルス計画）を参照し、同様の課題があるかどうか等について比較検討する。図表2に示す項目が福祉事務所ごとの現状の調査・分析の項目、用いるデータの例として挙げられるが、例として挙げた項目にとどまらず、これらの組み合わせや、他の統計情報の活用、所管する地域内（県福祉事務所においては所管する町村間等）における比較を行うなどして分析を行う。

※ 平成33年1月からの法に基づく健康管理支援事業の実施にあたり、厚生労働省から提供する全国データの内容については、今後検討を行うこととしている。

- ◆ 所管する地域における社会資源を把握する。被保護者が活用可能か否か、活用可能な場合の対象年齢、活用不可能であっても情報共有（当該社会資源の制度の中での課題の共有や保健事業実施におけるノウハウの共有等）が有効であるか否か等を整理する。

<例>

被保護者が活用可能（事業対象者となる）

- ・ 40歳以上、市町村保健部局が実施する健康診査（健康増進事業）
- ・ 40-74歳、市町村保健部局が実施する保健指導（健康増進事業）
- ・ 40-64歳、市町村保健部局が実施する健康・運動教室、健康相談（健康増進事業）
- ・ 65歳以上、市町村介護担当部局が実施する一般介護予防事業等（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・ 社会福祉協議会の取組
- ・ 民生委員の取組
- ・ NPOの取組み

被保護者は活用不可能であるが情報共有が有効

- ・ 74歳以下、市町村国保における保健事業
- ・ 75歳以上、後期高齢者医療広域連合による保健事業（市町村への委託・補助により実施する場合を含む）
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防プログラム（一部、事業対象者としている自治体もある）

図表2 各福祉事務所における調査・分析項目の例

調査・分析項目	データ抽出・分析例	利用可能と考えられるデータ例	参考となる全国・都道府県別等のデータ例
被保護者（世帯）の属性	・性別・年齢（階級別）被保護者数・割合	・保護台帳・調書・帳簿等	・被保護者調査
	・保護開始前の医療保険加入状況		
	・保護開始後の医療保険加入状況		
医療に関する状況	・医療扶助を受給している被保護者数・割合	・保護台帳・調書・帳簿等	・被保護者調査
	・障害及び傷病の状況別被保護者数・割合		
	・医療費の傷病分類別構成	・医療扶助レセプト	医療扶助実態調査
	・特定の傷病（生活習慣病等）にて治療中の被保護者数・割合		・厚生労働科学研究報告※
	・特定の傷病（生活習慣病等）にて治療歴があるもののその後受診していない者の数・割合		・糖尿病については国民健康・栄養調査
	・頻回受診をしている者の数・割合		・厚生労働省社会・援護局保護課調べ
介護に関する状況	・介護扶助を受給している被保護者数・割合及びサービスの内訳	・保護台帳・調書・帳簿等	被保護者調査
健診・検診に関する状況	・健康増進法に基づく健康診査の対象者・受診者・有所見者の数及び割合	・保健部局からのデータ	・地域保健・健康増進事業報告
	・健診の結果保健指導が実施された者・医療機関を受診した者の数・割合		
生活習慣等に関する状況	飲酒・喫煙・食事習慣・口腔・運動機能の状態等	・被保護者に対する調査・インタビュー（健診受診者については質問票）	
社会参加の状況	・地域での孤立者数・割合（外出、友人・知人と会う機	・ケースワークにおいて得られた情報	・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関連項目あり

	会やボランティア等の活動への参加がほとんどない者等） ・インフォーマルな支援が欠如している者・割合（心配事や愚痴を聞いてもらう相手がいない者等） ・一般介護予防事業等（通いの場、認知症カフェなど）に参加している者の数 ・趣味活動（畑や地域のサークル等）をしている者の数 ・ボランティア（施設の草むしり、配膳、タオルたたみなど）に参加している者の数		
既存の事業や前年度実施事業で得られた情報	・生活習慣病にて治療中であるが経過不良である者の数・割合	・ケースワークにおいて得られた情報	
地域内の他制度の状況	国保及び後期高齢者医療制度における健康課題	・担当部局が作成する保健事業実施計画（データヘルス計画）	
	保険者が実施する特定健診の受診状況、特定保健指導該当者割合・実施状況、検査値等の集合データ	・保険者からのデータ ・保険者協議会での分析データ	・特定健診・保健指導の実施状況 ・NDB オープンデータ

※ 「医療費適正化に向けた生活保護受給者の生活習慣病罹患および医薬品処方の実態調査：医療扶助レセプト分析」

- 上記の調査・分析結果に基づき、健康課題を抽出する。管轄の地域内において健康等の現状に差異が認められた場合には、特に課題のある地域を挙げることも考えられる。

<課題例>

- ・ 医療・健診の受診がなく、健康状態が把握できない被保護者が多い。
- ・ 健診において医療機関への受診が必要と指摘されたにも関わらず、受診していない者が多い。
- ・ 既存の日常生活の調査および健康診査の質問票の結果、生活習慣病のリスクを高める飲酒をする者が多い。
- ・ 地域において孤立している者が多い。
- ・ 糖尿病にかかる医療費が医療扶助の〇%を占め、対応を優先すべきと考えられるが、既存の事業及びケースワークにてコントロールが不良である者が多いことが把握されている。
- ・ 頻回受診者が〇人存在し、ケースワーカーの指導により改善した者は〇人と全国と比較しても効果が不十分である。

② 事業企画

- 事業企画と平行して体制の整備を行う必要があるが、詳細は「3. 実施体制について」を参照すること。

i. 事業方針の策定

- 把握した地域の健康課題や社会資源の状況を踏まえ、事業方針を決定する。
- 具体的に取り組む方策については、図表3に掲げるア～オの中で必ず実施することとなっているオに加え、ア～エから少なくとも一つを、各福祉事務所が選択する。
- 方針策定にあたっては、福祉事務所が主体となって被保護者の健康等の状態を把握し医療機関の受診に同行する等、個々の被保護者に合わせた支援を行うとともに、利用可能な社会資源を調査・整理し、それら資源につなげる視点を持つことが必要である。活用可能な資源で適当なものがない場合は、福祉事務所が主体となって実施することも考えられる。

<事業方針例>

- ・ 健康状態が不明の者が多く、健康管理の支援が必要と思われる者の把握や健診受診を促す必要があるため、生活習慣に関する訪問調査を実施するとともに保健部局と協力して健診受診勧奨を実施する（ア）。
- ・ 健診において医療機関への受診が必要と指摘されたにも関わらず、受診していない者が多いことから、同行受診等により医療機関受診につなげる（イ）。
- ・ 健診受診勧奨の際の訪問調査で生活の改善が必要な者を把握し、日常生活面での支援を行うとともに保健部局が実施する健康教育につなげる（ウ）。
- ・ 社会参加をしていない者が多かったため、65歳以上の者については介護予防担当部局と連携して高齢者の通いの場や地域の居場所、その他活動の場等につなげる（ウ）。
- ・ 糖尿病にて医療機関を受診中である者のうち、既存の事業及びケースワークにてコントロールが不良である者が多いことが把握されていることから、主治医と連携して生活面で支援が可能な事項を把握し、支援を実施する。必要に応じて保健部局が実施する健康教育につなげる（エ）。
- ・ 著しい頻回受診者が存在し、ケースワーカーの指導も効果が不十分であることから、同行受診により問題の所在を把握した上で、適切な解決策を検討する（オ）。

図表 3 事業方針に盛り込む具体的な取組方策例

取組方策	対象者の例	具体的な支援内容例
ア 健診受診 勧奨	・ 健診未受診で健康状態が把握 できない者（特に医療も未受診 で情報が全くない者を優先的に 対象とする）	・ 受診券の個別送付 ・ 個別に受診勧奨の電話・手紙の送付 等 ・ 家庭訪問を行い、生活状況や健診を 受診しない理由等を把握
イ 医療機関 受診勧奨	・ 健診結果で要医療と判断され たにもかかわらず、医療機関を 未受診の者 ・ 受診中断している者	・ 同行支援事業を活用して、医療機関 の受診に同行
ウ 保健指 導・生活支援	・ メタボリック症候群基準予備 群であるが保健指導を未受診で ある者 ・ 栄養、口腔、運動面等で改善 が必要な者 ・ 過量飲酒や依存症が疑われる 者 ・ 社会的に孤立している者（社 会参加がない、相談できる者が いない等）	・ 面談を行い、本人と一緒に日常生 活での目標設定 ・ 保健指導、健康教室などの社会資源 へつなげる ・ 保健所、精神保健福祉センターや断 酒会等の自助グループなどの社会資源 へつなげる ・ 一般介護予防事業などの社会資源へ つなげる
エ 主治医と 連携した保健 指導・生活支 援（重症化予 防）	・ 医療機関を受診中であるが、 経過不良の者	・ 主治医との相談・連携体制の構築。 経過が不良である理由に生活習慣や服 薬の問題がないか等の課題を確認 ・ 本人と面談を行い、本人と一緒に日 常生活での目標設定 ・ 主治医への事業内容の共有 ・ 健康教室などの社会資源へつなげる
オ 頻回受診 指導	・ 同一診療科で月 15 回以上の 受診者	・ 本人と面談を行い、頻回受診になる 要因について分析 ・ 本人の受診に同行し、主治医の説明 の理解のサポート、三者での方向性の 相談 ・ 受診回数増加が受診している疾患以 外の要因で生じている可能性について 関係職員で検討 ・ 適切な支援を実施、社会資源につな げる

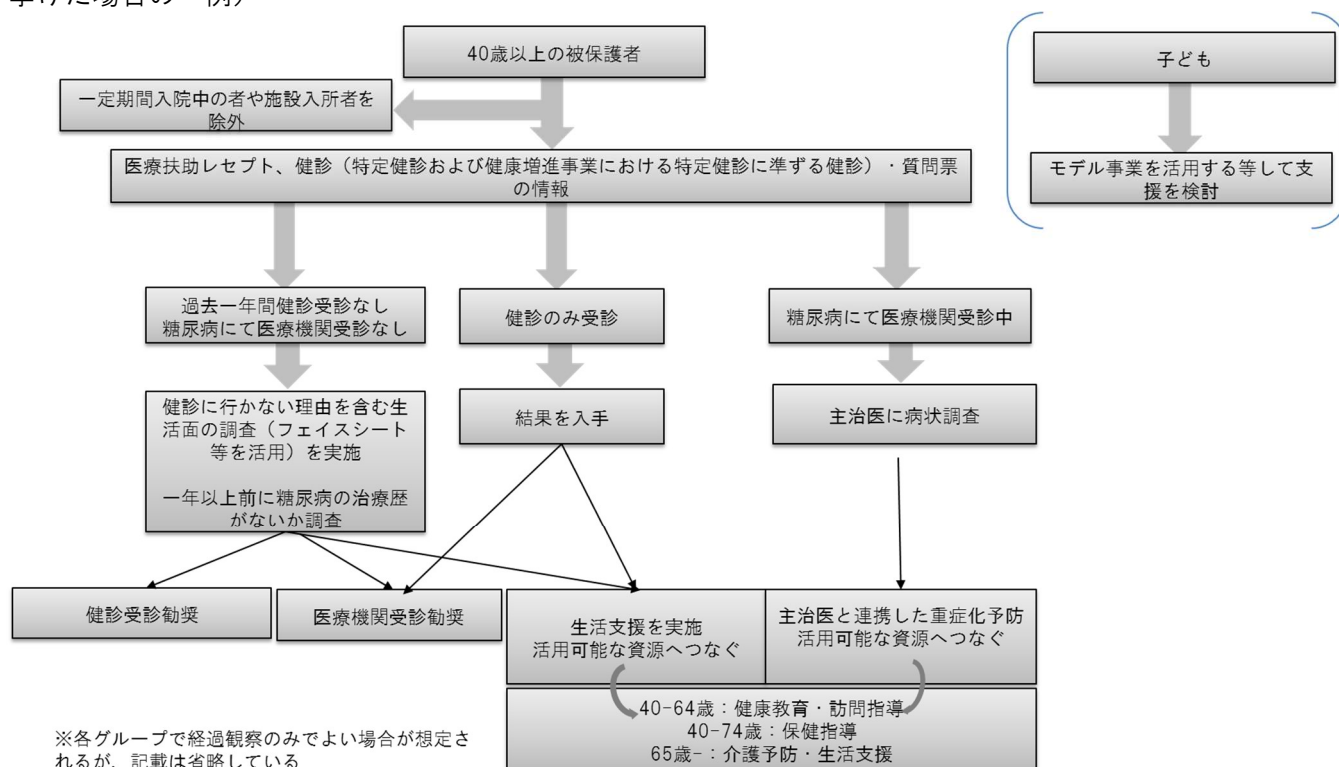
ii. 対象者の抽出・参加予定者の絞り込み

- 事業方針に沿った対象者の抽出基準、除外基準を策定する。支援対象者を他部局の保健事業等につなげる場合としては、対象者の抽出基準、除外基準の設定にあたっては事業担当部局と共同して検討することが必要である。後述する絞り込みの基準を策定する際も同様である。
- 現状の把握のために用いたデータを含む以下のデータ等を用いて取組方針に適する対象者を抽出する（図表 4）。

- ・医療扶助および可能な場合は自立支援医療等公費負担医療のレセプト
- ・健診結果、保健指導の実施状況
- ・すでに実施した事業やケースワークにおける主治医への調査
- ・特定健診や健康診査における「標準的な質問票」の回答結果、既に実施した健康状況に係る現状調査の結果

- さらにケースワーカー、保健師等の専門職の配置状況、予算等の実施体制を勘案しながら、参加予定者の絞り込みを行う。参加予定者の絞り込みにあたっては、対象者について以下に例示するフェイスシートやその一部の項目を作成・参照してそれらに基づき絞り込みを行う等、一定の基準に基づくことが望ましい。

図表4 健康管理支援事業対象者・参加予定者の抽出イメージ（健康課題として糖尿病を挙げた場合の一例）



図表5 フェイスシートの項目例

※ 保護開始時または他のプログラム等などですでに得られている項目があると想定されるため、目安として以下のA～Cの種別を示す

A: 保護の開始、実施に係る基本情報

B: 他のプログラム等すでに把握されている可能性のある情報

C: 健康管理支援事業で収集する情報

	種別	具体的な項目	記載事項・選択肢例
記録		記入日	日付
		記入者	氏名、所属

		回答者	本人・家族（ ）・成年後見人・施設等職員・その他（ ）
		同席者	家族（ ）・成年後見人・施設等職員・その他（ ）
本人	A	被保護者	ケース番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、生活保護歴
	C	身体測定	重・身長・腹囲
家族	A	世帯区分	高齢者・母子・傷病者・障害者・その他
	A	世帯構成者	氏名、続柄、年齢
	A	同居者	氏名、続柄、年齢
	A/C	家族関係図	※詳細に記載し、キーパーソンを明示する。
	C	家族役割分担	家事担当、料理担当、金銭管理担当、健康管理担当など
医療	A/C	医科の受療状況	病名、医療機関名、薬局名、最終受診日 認知症の状況 なし・疑い・診断あり（軽症・中等症・重症） 精神疾患の有無、病名 その他の主な既往歴（ ）
	A/C	歯科の受療状況	歯科医療機関名、歯科治療・口腔衛生（う蝕、歯周病、義歯等）の状況等
	A/C	生活習慣病受診歴	傷病名、医療機関名、期間
	A/C	かかりつけ医	医療機関名、医師氏名
	C	病状の理解	生活習慣病を中心とした疾病に対する理解度
	C	服薬管理	指示どおり服薬できている・あまりできていない・できない・不明
	A/C	健診受診状況	受診歴（最終受診日）
	A/C	健診結果	<良好・要指導・要精密検査・要医療・経過観察等>の判定
	A/C	保健指導状況	指導歴、指導後の受診状況
福祉・介護	A	障害者手帳	身体（ ）級、療育（ ）級、精神（ ）級
	A	自立支援医療	利用の有無
	A	障害者総合支援法による福祉サービス	障害支援区分（ ） サービス内容（ ）
	A	要介護・要支援認定	要介護（1、2、3、4、5） 要支援（1、2）
	A	介護支援内容	（ ）
	C	一般介護予防事業利用の有無と内容	（ ）
生活習慣	C	喫煙習慣	（ ）本/日を（ ）年継続
	C	飲酒習慣	1回量、頻度、迎え酒、誰と飲むか、トラブル等 依存症の状況 なし・疑い・診断あり
	C	運動習慣	運動の種類、頻度、強度
	C	歩行習慣	平均（ ）歩/日、早歩き（ ）分/日
	C	食事習慣	自炊中心・外食中心（種類： 頻度： ）
	C	食志向	（塩辛いもの・甘いもの）を好む
	C	入浴習慣	（自立・介助が必要）（ ）回/週

	C	外出	手段：（徒歩・車椅子・自家用車・自動二輪） 公共交通機関を一人で利用（できる・できない） 頻度：（ ）回/週 主な外出先：（ ）
	C	睡眠リズム	（ ）時間/日 （ ）時起床（ ）時就寝 （早寝早起き・昼夜逆転・不規則）
	C	1日の過ごし方	（ ）例：日中は主に家事
	C	洗濯頻度	毎日・（ ）回/週・（ ）回/月
	C	買い物	できる・介助があればできる・できない
	C	服装	きちんとしている・ややだらしない・不潔である
	C	手洗い・うがい	励行している・時々する・全くしない
	B	金銭管理	できる・できない・（ ）が管理している
	C	余暇時間の過ごし方	（ ）
	C	趣味	（ ）
	C	趣味を通じた社会活動	あり（月に〇回参加）・なし
	C	レクリエーション	自発的に参加・消極的だが参加・参加の意思なし
	B	ギャンブル等（パチンコ・パチスロを含む）	行う・行わない 行う場合、ギャンブル等へののめり込みがうかがえるか否か
生活環境	A	住居の種類	自宅・アパート・マンション・その他（ ）
	B	居宅の状態	衛生状態および整備状況（ ） （不潔やため込み・散らかりによる生活への支障の状況や備品が壊れたままになっている等の状況）
	C	家の中の移動	自立している・歩行器を使用・一部人の介助が必要・全介助
	C	台所の/有無	自室内に有り・共同で使用・なし
	C	トイレ	自室内に有り・共同で使用
	C	風呂・シャワー	自室内に有り・共同で使用・なし
就労	A	現在の就労状況	有り（職種： 期間： ）・就労していない
	A	過去の就労経験	職種（ ）、期間（ ）
	A	就労の希望	有り（職種： ）・希望なし（理由： ）
	C	ボランティアへの参加	経験（あり： ）・なし 希望（あり： ）・なし
コミュニケーション等	C	周囲の者との助け合い	心配事や愚痴を聞いてくれる人の有無（ ） 心配事や愚痴を聞いてあげる人の有無（ ） 病気で数日寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人の有無（ ） 看病や世話をしてあげる人の有無（ ）
	C	困った時の対処方法	人に相談できる・相談したくても相談できない・ケースワーカーには相談する・すべて自分で解決しようとする
	C	意思伝達に対する認識等	自分の言いたいことを相手に伝えることができる 伝えても誤解されることが多い ほとんど理解してもらえない

			日本語が母国語でない等の理由で日本語によるコミュニケーションに困難・不安を感じる
	C	友人・知人と会う頻度	週（ ）回、月（ ）回、年（ ）回、ほとんどない
	C	必要なときに介護・福祉サービス等を受けること	受けられる・受けたいが困難を感じる・受けることを拒否 <困難とを感じる理由> ・時間の都合がつかない ・受けるのが面倒 ・受けるのが怖い ・サービス等への不信や疑問 ・サービス等を提供する機関が近くにな ・経済的な負担を感じる ・窓口やサービス等を提供する機関の都合（予約がとれないなど） ・その他（ ） <受けることを拒否している場合の理由・状況等> （ ）
	C	必要なときに医療機関を受診すること	受診できる・受診したいが困難を感じる・受診を拒否 <困難とを感じる理由> ・時間の都合がつかない ・行くのが面倒 ・行くのが怖い・医療機関等や医療への不信・疑問 ・医療機関が近くにな ・経済的な負担を感じる ・医療機関の都合（予約がとれないなど） ・その他（ ） <受診を拒否している場合の理由・状況等> （ ）

iii. 目標・評価指標の設定

- 事業実施後に事業評価を行い、改善につなげていくため、目標と評価指標を設定する。目標には中長期的な目標、毎年度の事業により達成を目指す目標を設定し、評価指標もそれぞれに設定する。
- 評価指標は、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトプット（事業実施量）、アウトカム（結果）の観点から設定する。また、評価に活用する予定のデータも設定しておく。
- 目標・評価指標の設定にあたっては、事業開始後の評価指標を事業開始前の指標と比較することに加え、事業に参加した者と事業に参加しなかった者と比較することも考えられる。

<ストラクチャー（構造）評価>

- ・ 健康管理支援を実施するための仕組みや体制が整っていたか、適切な資源を活用していたかの観点から評価する。

<プロセス（過程）評価>

- ・ 事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）が適切であったかの観点から評価する。

＜アウトプット（事業実施量）評価＞

- ・ 計画した事業が実施できたかの観点から評価する

＜アウトカム（結果）評価＞

- ・ 目的とした成果が出たか（被保護者全体の健康状態が改善したか、医療費適正化の効果があつたか等）の観点から評価する。

図表 6 評価指標の例

	評価項目	評価指標例	活用データ例
S	事業実施体制	・ 専門知識を持った職員、その他の職員の配置状況、予算規模	事業データ
S	連携体制	・ 連携会議の開催状況 ・ 社会資源の活用状況	事業データ
P	対象者の選定	・ 対象者の選定方法	事業データ
P	生活習慣改善支援	・ 支援方法	事業データ
Op	健診受診状況	・ 健診受診率	保健部局のデータ
Op	支援実施状況	・ 個別支援実施率 ・ 他の社会資源へ紹介し、実際にサービスを受けた件数	事業データ 他部局のデータ
Oc	健康・生活状態改善	・ 個別支援計画の振り返りにて「やや改善」「改善」となった者の割合 ・ 参加予定者等において心配事や愚痴を聞いてくれる者がいると回答した者の割合 ・ 参加予定者等において地域活動等の社会参加がある者の割合 ・ 参加予定者等において医療機関受診を困難と感じている者の割合 ・ 介入対象とした傷病の重症化率	事業データ 事業データ（フェイスシート等） レセプトデータ
Oc	医療費適正化効果	生活習慣病関連の医療費の変化	レセプトデータ

S：ストラクチャー評価 P：プロセス評価 Op：アウトプット評価 Oc：アウトカム評価

iv. 支援内容の検討

- 参加予定者である被保護者に対してのアプローチ方法（個別・集団）、個別支援計画作成の有無、期間、頻度、使用ツール、評価（個別支援についてのふりかえり）等について検討する。
- 特に取組方針ウ～オについては個別支援計画の作成が基本となると考えられるが、アおよびイについても必要に応じて個別支援計画の作成を検討する。
1人の被保護者に対して複数の取組方針の個別支援を組み合わせた計画を策定することも検討する。
- 個別支援を実施する場合については、次項で概説する個別支援計画を支援対象者とともに作成するための様式等のツールの検討も行う。

③ 事業実施

- 事業企画に沿って、事業を実施する。以下に、個別支援計画に関する留意点を記載する。
- 個別支援の参加予定者のうち、本人の同意が得られた者を参加者とする。
- 事業企画で策定した個別支援計画のツールや様式に沿い、計画を立てる。計画作成の担当者は、別添３に例示する個別支援計画のひな形等のツールを用いて本人と面談を行う。その際は生活習慣等について実施できていないことに注目するのではなく、可能な限り被保護者の希望に注目して計画を立てていくことが重要である。なお、別添３は支援対象者と共有するための様式を例示したものであるが、福祉事務所側には、個々の面談記録や、必要に応じて健康関連のデータの推移等を記載するための様式等のツールも用意する必要がある。
- 一定期間経過後には、被保護者による取組や支援についての進捗を把握するためにふりかえり（評価）を実施する。ふりかえりについても被保護者とともにを行い、課題や改善策案について検討する。
- なお、個別支援計画は、画一的な内容ではなく、可能な限り、個々の特性や状況を考慮にいたった実施内容とすること。

④ 事業評価

- あらかじめ設定した評価指標に沿って、事業評価を行う。
- 事業全体の評価においては、第三者の視点も加えた評価が行われることが望ましい。その際、新たな会議体を立ち上げるかわりに、既存の関係者連携会議の場を活用することは、地域の関係者の連携強化にも繋がる有効な手法である。

⑤ 事業報告

- 毎年度、事業終了後に、各福祉事務所は、事業の実施結果を厚生労働省に報告する。別添の様式１が事業全体についての内容、様式２は個々の取組方針についての内容であり、例えばア健診受診勧奨とイ医療機関受診勧奨を実施した場合には様式１を１枚、様式２を２枚提出すること。

3. 実施体制について

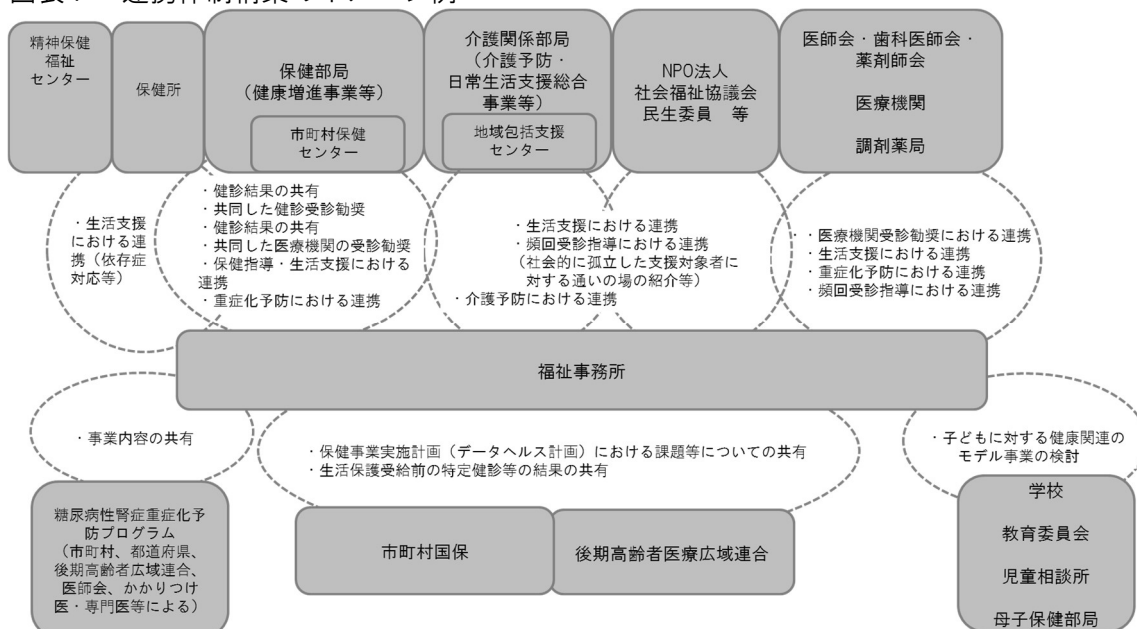
（１） 行政内部の他部局や社会資源との連携体制の構築等

- 福祉事務所は、被保護者に対する健康管理支援事業の実施主体として、主体的に被保護者の健康課題の解決に向け、社会資源を活用しながら対処することが必要である。
- 福祉事務所においては、保健師等の職員や外部委託先より派遣される職員を活用するなどして、専門知識を持った者が現状・健康課題の把握および事業の企画段階から関わるような体制を整えることが望ましい。
- また、被保護者が活用可能な社会資源の担当部署・機関等については事業企

画段階から共同して取り組んでいくことが重要である。被保護者が対象とならない社会資源についても、そのノウハウや課題設定が参考になることから、情報共有において連携体制を構築する必要がある。福祉事務所においては、被保護者をこれら社会資源につなげられるよう、個々の被保護者に合った個別支援計画を策定し、総合調整を行うことが重要である（図表 7）。

- 被保護者の抱える課題は複雑で多岐にわたり、支援の関係者についても多方面に及ぶため、これらを全て一度に充足することは困難である。このため、地域資源や関係者の連携状況、福祉事務所の体制、健康課題の共有状況などを踏まえ、まずは、取り組みやすい範囲や資源の整った部分から着手し、そこから取組の範囲を広げるという発想も必要となる。
- 個々の取組について限られた資源を有効に活用して、エビデンスを踏まえたより効果の高い取組の手法を検討し、その取組を促進することが必要である。

図表 7 連携体制構築のイメージ例



（２） 外部委託について

＜外部委託の基本的な考え方＞

- 健康管理支援事業の実施に当たっては、福祉事務所内の人材や能力だけでなく、外部の民間事業者を含めた地域資源を有効に活用することが必要であるが、実施する事業の趣旨や目的、生活保護行政における位置づけを自ら明確にし、外部委託する業務の範囲や考え方を保持することが必要である。
- 外部委託先の決定にあたっては、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者を選定する必要がある。

- また、事業開始後も委託事業の実施状況について、定期的なカンファレンスを実施するなどして、モニタリングし、必要に応じて改善を図ることが必要である。

<留意事項>

- 外部委託先の選定にあたっては、対象者の抽出、同行受診、データ分析、保健指導、および各種資料作成（保健指導を行う際のツールの作成等）といった専門性のある知識・技術を要する業務を、地域の特性を踏まえながら遂行する能力・職員体制等の体制が担保されるよう、外部委託先を選定する方法を工夫し、契約においては福祉事務所が求める仕様を具体的に外部委託先と共有すること。
- 事業計画の策定及び個別支援計画の作成については、福祉事務所が主体的に作成すべきであり、すべてを外部委託（所謂「丸投げ」）してはならない。
- 福祉事務所が個別支援計画を作成する際には、外部委託先の実施可能な支援策に限ることなく、利用者目線に立ち、地域において利用できる社会資源も活用した個別支援計画を作成すること。
- 委託後も、事業方針や個別支援計画に沿って事業が実施されているかを定期的（毎月又個別支援計画に定められた短期的な目標のふりかえりの際等）に報告させて確認するとともに、必要に応じて事業方針や個別支援計画の見直しを行うなど、司令塔としての役割を果たすこと。
- 委託契約の終了時には、委託した事業者から提出された事業の結果報告以外に、支援を受けた者からの直接的な評価や専門的知識を有する者の意見を聞くなど、複数の観点を評価に取り入れること。

（３） 個人情報の取扱い

- 被保護者健康管理支援事業の実施に伴う個人情報の利用に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）、各自治体の個人情報の保護に関する条例の規定等（以下「個人情報関係法令等」という。）に基づき適正な取扱いが求められている。個人情報の取扱いに当たっては、特に以下の点について留意されたい。

<福祉事務所が個人情報の提供を受ける場合>

- 各自治体の個人情報の保護に関する条例において別段の定めがある場合を除くほか、福祉事務所が医療扶助の内容について、主治医等から聴取する場合については、医療扶助が福祉事務所から指定医療機関に委託して行われるものことから、被保護者本人の同意を求める必要はない。
- そのほか、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）別表第一の 3 項 10 の項に規定する市町村保健部局の実施する健康診査（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 4 条の 2 第 4 号に規定する健康診査をいう。）、市町村が実施する特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 18 条第 1 項に定める特定健康診査をいう。）、後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条第 1 項に定める健康診査をいう。）等に関する情報については、生活保護法第 29 条第 1 項の規定に基づき、福祉事務所が当

該情報を保有する市町村等に情報の提供を求めることができ、情報の提供を求められた市長村の長等は、同条第2項の規定に基づき、速やかに当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとされている。

- なお、生活保護法別表第一各号に規定されていない情報（被保護者が自らの費用負担で受けた健康診断・検診や人間ドッグ等）を関係機関から聴取する際には、各関係機関における個別の個人情報の取扱いにより、本人の同意を得る等の適正な取扱いが必要となる場合がある。

＜福祉事務所から個人情報を提供する場合＞

- 被保護者健康管理支援事業で得られた情報を市町村保健部局等に提供する場合については、各自治体の個人情報の保護に関する条例に基づき適正な取扱いが必要である。

＜事業を委託する場合＞

- 業務を受託する者に個人情報を提供する場合は、契約や覚書において、提供する個人情報の範囲や目的等を定め、守秘義務を課す※などの方法で適正に実施する必要がある。

※ 平成 33 年 1 月より改正生活保護法の一部が施行され、同法に基づく健康管理支援事業が実施される際には、事務の委託を受けた者等はその委託を受けた事務に関して知り得た秘密について守秘義務が課せられることとなるが、それ以前においても契約や覚書において同様の義務を課すなどの方法で適正に実施すること。

健康管理支援事業 事業報告

様式1 事業報告（事業全体）

福祉事務所名	
担当者名	
連絡先	

事業名称	
計画期間	

※ 個別事業毎に期間が異なる場合は空欄とする

○現状の把握についての概要

既存事業	・平成○年から保健部局と連携して健康増進事業による健康診査の未受診者（４０歳以上）に対し健診受診勧奨を実施。
主な健康・医療等に関する情報（出典）	・医療費内訳を分析。糖尿病にかかる医療費が○％ ・糖尿病治療中の者が○人（医療扶助レセプト） ・糖尿病治療中断者が○人（医療扶助レセプト） ・医療・健診のいずれも受診していない者○人（医療扶助レセプト及び保健部局データ）
主な社会資源	被保護者が利用可能な資源 ・保健部局が実施する糖尿病に関する集団健康教育（４０～６４歳） ・介護部局が実施する栄養指導（６５歳-） 利用不可だが情報共有が有効な資源 ・糖尿病腎症重症化予防プログラム ・後期高齢者医療広域連合が実施する低栄養防止・重症化予防等の推進に係る事業

○抽出課題とそれに対する対応

※ 課題１つにつき「様式2 事業報告（個別事業）」を記載のこと。今年度は対応する個別事業を実施していない場合は「対応」欄にその旨記載（例：平成○年以降に××実施を検討）

課題	対応
健康状態が不明である者が多い	ケースワーカーによる訪問を実施し、健診を受けない理由や生活状況を調査するとともに健診受診勧奨を実施
生活習慣病の治療中断者が多い	医療機関受診勧奨を実施

○事業実施における連携体制

※ ここでは、被保護者に関する情報のやりとりを綿密にしたり、協働したり役割分担したりして支援を行うことを前提に、計画策定時から関わりを持っている機関をチェックしてください。

※ ボランティア団体・民間団体・民間企業については様式2の「事業の実施体制」に具体名などの詳細も記載して下さい。

市町村保健部局		市町村保健センター	
都道府県保健部局		保健所	
市町村介護担当部局		地域包括支援センター	
精神保健福祉センター			
医師会		歯科医師会	
薬剤師会		医療機関	
調剤薬局			
市町村国保		後期高齢者医療広域連合	
社会福祉協議会		民生委員児童委員協議会	
ボランティア団体・民間団体		民間企業	
学教		教育委員会	
児童相談所		母子保健部局	
その他		（その他にチェックを入れた場合は機関等の具体名を記入下さい。）	

○連携会議の開催

有無	既存の会議/健康管理支援に特化した会議	会議名
有	既存の会議	○○連携推進協議会

○事業全体の今後の展望

・今年度実施した個別事業を継続するとともに、今年度の聞き取り調査で判明した健康状態をもとに、来年度以降生活支援を実施
・連携機関を充実させる

健康管理支援事業 事業報告

様式2 事業報告（個別事業）

福祉事務所名	
担当者名	
連絡先	
取組方針	イ医療機関受診勧奨
事業名称	〇〇事業
計画期間	平成30年度～平成32年度

関連する既存事業	なし
健康課題	糖尿病が医療費の〇%を占めているところ、糖尿病治療中断者が〇人が多い（医療扶助レセプト）

〇事業の実施体制

事業に係る福祉事務所の体制	・担当ケースワーカーが事業について説明、参加同意を取得 ・支援員（保健師資格所有者）が付き添い受診を実施	
連携機関	・糖尿病重症化プログラム担当部局（ノウハウの聴取） ・保健担当部局（保健指導が必要な者の紹介）	
委託の有無及び事業者	有	〇〇〇〇
委託内容	保健師資格所有者による受診の際の被保護者への付き添い	

〇事業内容

事業方針	糖尿病治療中断者に対し、病院への受診勧奨を実施する
対象者の抽出	医療扶助レセプトから過去に糖尿病の治療歴があるものの、過去1年間医療機関を受診していない者を抽出（〇人）
参加予定者の絞り込み	予算・人員等を考慮し、今年度は40～74歳でかつ過去救急受診をしていた者をより緊急性が高い可能性があるとし、参加予定者として抽出。本人に口頭同意を経て〇人を参加者として決定。
支援内容	医療機関の予約及び受診を支援（支援員が病院に同行）。特に保健指導が必要である者については保健部局につなぐよう手配を行った。

〇評価指標・目標及び実績

評価体制	来年度より有識者会議を立ち上げ予定だが、今年度は部局内による自己評価
------	------------------------------------

	評価項目・評価指標・目標	達成状況
ストラクチャー評価	・糖尿病腎症重症化予防プログラムと連携できたか ・保健部局と連携できたか ・必要な非常勤職員を雇用できたか	・糖尿病腎症重症化プログラム担当者からそのノウハウを聴取するなど連携体制を作った ・保健部局には医師から特に生活上の注意が必要である者の紹介を行うなど連携した ・〇月より非常勤職員として保健師を雇用
プロセス評価	・対象者の抽出基準は適切であったか。 ・対象者に対する個別支援は適切であったか。	・抽出基準は糖尿病性腎症重症化予防プログラムに準じて設定し適切に運用した ・個別支援は非常勤の保健師が行った。初年度であり被保護者からのフィードバックを得るなどさらなる評価が必要
アウトプット評価	対象者の〇%が医療機関を受診し、半年後も医療機関受診を継続	対象者の〇%が医療機関を受診、うち〇%が半年後も再診となった
アウトカム評価	・個別支援計画の振り返りにおける「やや改善した」「改善した」の者の割合が〇%以上 ・糖尿病による透析移行割合〇%減	・「やや改善した」以上の者が〇% ・データなし（平成32年以降に把握予定）

〇事業実施にあたっての課題

付き添い支援を委託するのは初回であったため、委託先の選定・委託内容の検討に時間を要した。
--

個別支援計画（被保護者と作成する計画の様式例）

記入日	
氏名	
生年月日	

○ 希望する暮らし

- ・夜寝て、朝起きている
- ・おいしい食事を食べる
- ・足のしびれを悪化させず、散歩を快適にする

○ 希望する暮らしのために変えていきたいこと（課題）

- ・夜不眠のため生活リズムがバラバラで日中寝ていることが多い。
- ・そのため、糖尿病治療を受けたことがあるが病院を受診できず治療を中断。足のしびれから転倒し、救急外来を受診したことがある（病院では糖尿病の悪化を指摘される）。
- ・食事はほとんどカップ麺

○ 希望する暮らしのためにやってみたいこと（目標）

- ・簡単な料理を作れるようになる。
- ・病院通院を再開する。夜の不眠を相談する。

○ ふだん接する身の回りの人など

- ・一人暮らし。月に数回娘が食事を持ってくる。
- ・ケースワーカー、娘以外にはほとんど接する人はない。

○ 支援計画及び進捗

予定するアクション・フォロー		関係機関・関係者	進捗状況確認		
時期	内容		時期	状況	振り返り
10月	初回訪問、面談	福祉事務所非常勤保健師、ケースワーカー	10月	○日に自宅にて面談を実施	希望する暮らしやかえていきたいことを確認。全体の計画を立てることができた。
11月中	保健師と病院を受診する	福祉事務所非常勤保健師	11月	○日に病院を受診	糖尿病治療薬が処方。予約の確認方法が分かった。睡眠薬も処方。
適宜	次回予約時に受診。受診したか否か保健師もしくはケースワーカーから電話確認。受診できなければ予約の取得援助。	福祉事務所非常勤保健師またはケースワーカー	1月		夜以前より眠れるようになり、当日起きられた。糖尿病の薬もほぼ服用している。
年内	料理教室に参加する	NPO法人○○	1月	11月の料理教室は不参加	めんどうに感じ、参加しなかった。次回娘に付き添ってもらうことを考える。

○ 全体の振り返り

時期	3月	
振り返り	改善できたこと	・夜、以前よりよく眠れるようになった ・病院の予約確認方法が分かり、通院を再開できた。服薬も続いている。
	つなげられた社会資源	・医療機関（通院を再開）
	次に改善していきたいこと	・食事面
暮らしの変化（自己評価）		良くなった やや良 くなった やや悪くなった 悪くなった

暮らしの変化（事業担当者）	良くなった やや良くなった やや悪くなった 悪くなった
自己評価と異なる評価とした場合はその理由	

※ 福祉事務所側の支援計画書等とともに別紙において記載・保存することを想定

個別支援計画（被保護者と作成する計画の様式例）

記入日	
氏名	
生年月日	

○ 希望する暮らし

・病気のことを心配せずに安心して過ごす

○ 希望する暮らしのために変えていきたいこと（課題）

・薬を飲み忘れてしまうこと ・そのことでとても心配になり、薬を飲み忘れた時に限らず、頻繁に病院に行ってしまうこと ・話し相手がないこと

○ 希望する暮らしのためにやってみたいこと（目標）

・薬を飲み忘れないようにする ・話し相手となる様な知人をつくる、そうしたことが可能となる場に出かける

○ ふだん接する身の回りの人など

・一人暮らし、友人はここ数年で連絡をとらなくなってしまった

○ 支援計画及び進捗

予定するアクション・フォロー		関係機関・関係者	進捗状況確認		
時期	内容		時期	状況	振り返り
10月	初回訪問、面談	福祉事務所非常勤保健師、ケースワーカー	10月	○日に自宅にて面談を実施	現在持っている不安感を一緒に確認。今後の支援計画を立てた。薬の管理のためには、服薬カレンダーを使用してみることにした。
11月中	次回病院受診時に保健師が同行。不安な点を一緒に医師に聞く。	福祉事務所非常勤保健師またはケースワーカー	11月	11月○日に病院を受診	病気は安定しており、大きな心配はないことを保健師と一緒に確認できた。
12月	保健師より介護予防のための通いの場の紹介を受ける	福祉事務所非常勤保健師	12月末	数回通いの場に参加	通いの場に数回行ってみた。体操をしたり話をしたりと気分転換になった。
1月	次回受診日が決まったら、その数日前に保健師等が電話。前回受診時から病院にかかったことがあるかを確認。	福祉事務所非常勤保健師またはケースワーカー	1月	○日、2月の受診の前に、ケースワーカーより電話。	薬の飲み忘れが減り、不安感が減った。通いの場への参加は続けている。まだ病院へは予約外の受診はしていない

○ 全体の振り返り

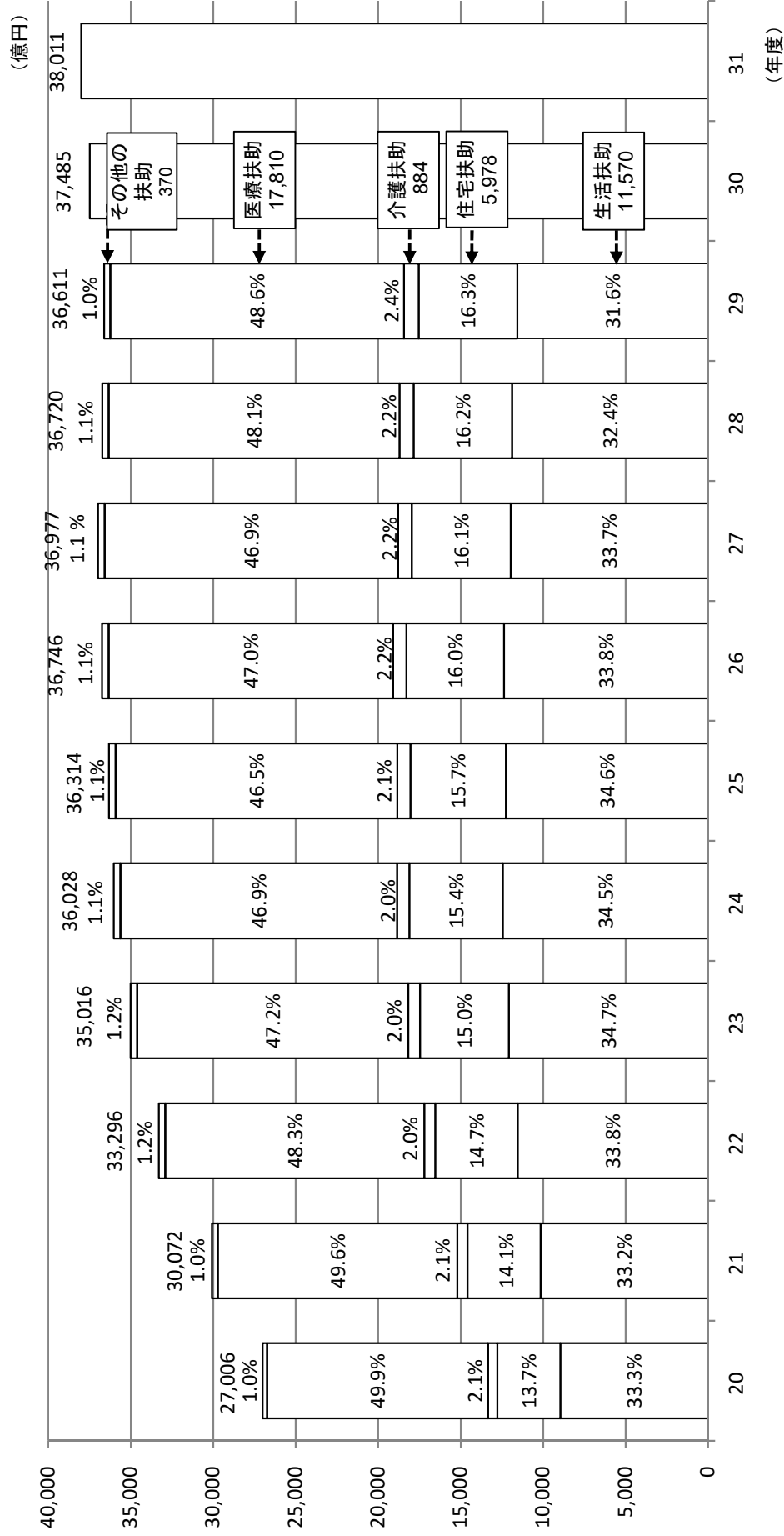
時期	3月	
振り返り	改善できたこと	・薬の飲み忘れが減り、不安感が減った。 ・通いの場へ行き、体操や話をする時間ができた。 ・病院へ予約外で行くことが減った。
	つながられた社会資源	・介護予防施策（通いの場）
	次に改善していきたいこと	通いの場で少し手伝いができることがないか相談してみたい
暮らしの変化（自己評価）		良くなった やや良くなった やや悪くなった 悪くなった

暮らしの変化（事業担当者）	良くなった やや良くなった やや悪くなった 悪くなった
自己評価と異なる評価とした場合はその理由	

※ 福祉事務所側の支援計画書等とともに別紙において記載・保存することを想定

生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成31年度当初予算(案))。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成29年度までは実績額(29年度は暫定値)、30年度は補正後予算額、31年度は当初予算額(案)
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

年金生活者支援給付金の施行に向けた対応

平成 3 1 年 3 月
厚生労働省年金局
事業管理課

年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。

【平成31年度基準額 年6万円（月5,000円）・対象者数 約970万人（平成31年度予算）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※¹以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※¹ 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。平成31年度は779,300円。

【保険料納付済期間に基づく給付額】

給付額（月額） = 5,000円※² × 保険料納付済期間（月数） / 480月

※² 毎年度、物価変動に応じて改定。

【保険料免除期間に基づく給付額】

保険料免除期間を有する者には、保険料免除期間に基づく給付額を合算して支給する。

給付額（月額） = 約10,800円※³ × 保険料免除期間（月数） / 480月

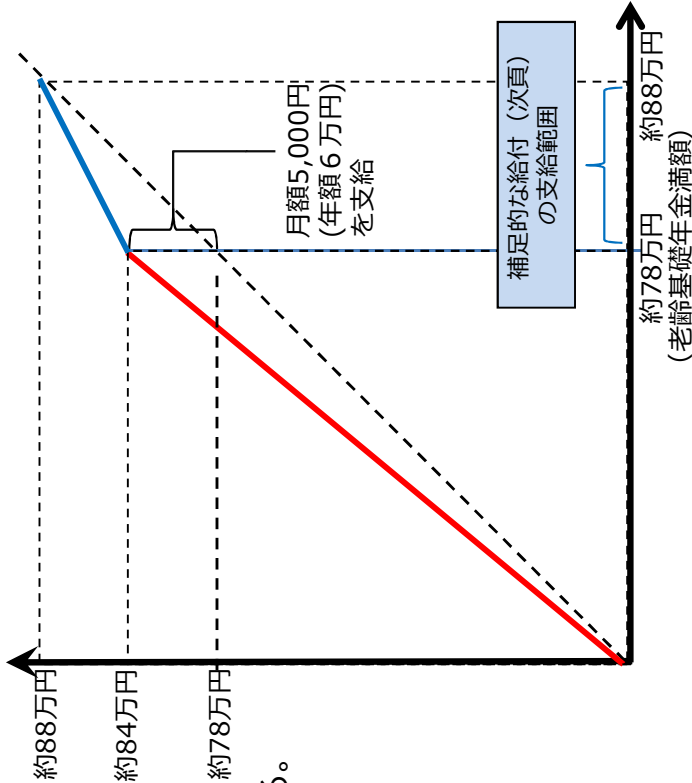
※³ 老齢基礎年金満額の1/6の額（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。
ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額の1/12の額（約5,400円）。

【対象者数】 約610万人

例：

保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付金額 （月額）	老齢基礎年金額 （月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円

給付金上乗せ後の額（月額）



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
(注) 保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※⁴までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。
※⁴ 平成31年度は879,300円。
- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逦減する。

【対象者数】 約160万人

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】 ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
② 前年の所得※⁵が、462万1,000円以下※⁶であること

※⁵ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※⁶ 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

【給付額】 障害等級2級の者及び遺族である者 ……5,000円※⁷（月額）
障害等級1級の者 ……6,250円※⁷（月額）

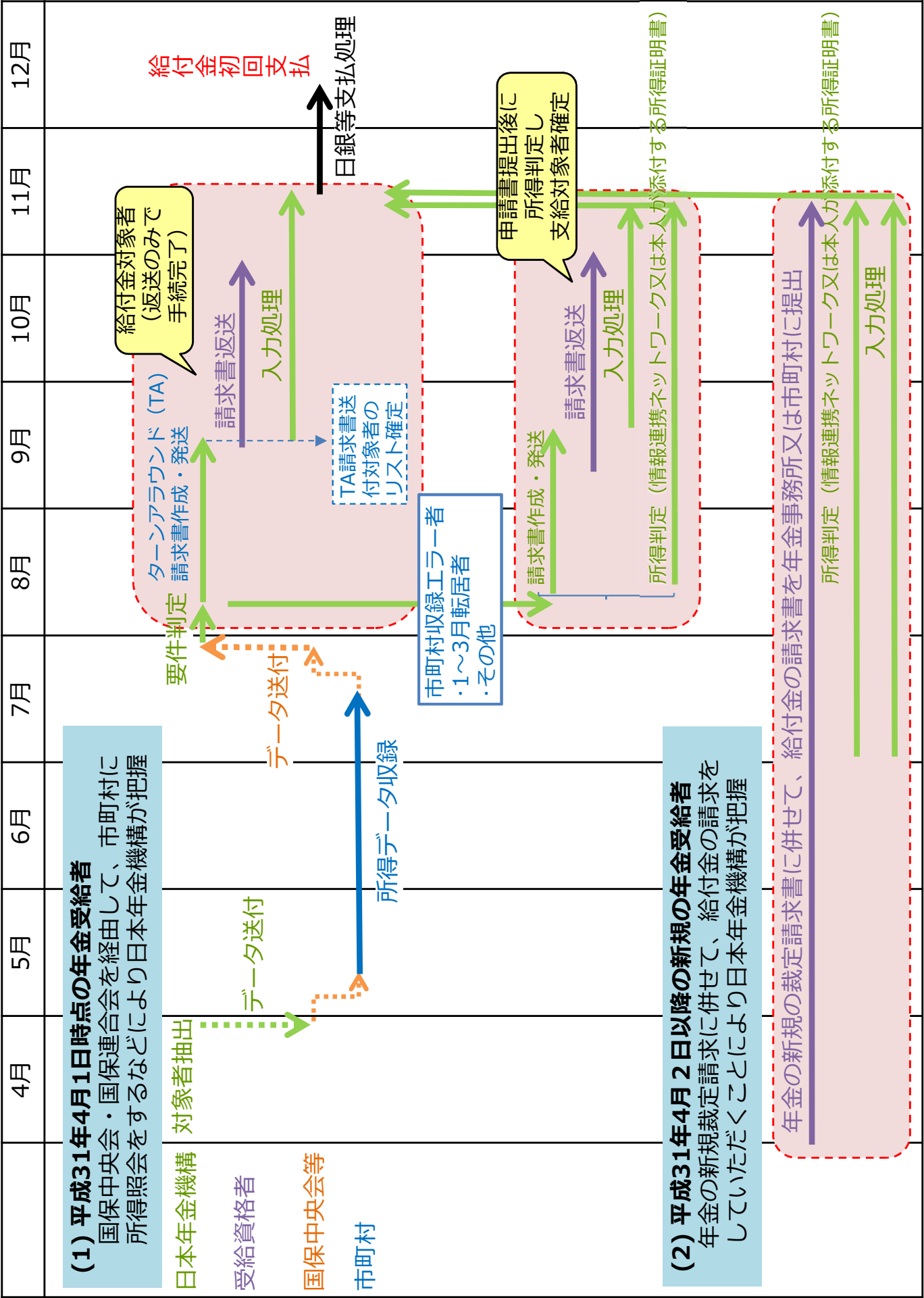
※⁷ 毎年度、物価変動に応じて改定。

【対象者数】 約200万人

その他

- ・施行日…平成31年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続 ……本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 ……全額国库負担（平成31年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。

施行スケジュール（対象者の把握方法）



年金生活者支援給付金のターンアラウンド請求書（はがき）のイメージ（案）

※現時点の見込みであり、今後の変更もありうる。

この請求書の提出の対象と
なっている基礎年金番号
XXXX-XXXXXX

平成31年12月以降、円滑な
お支払いを実現するために、す
みやかな提出をお願いします。

XXX-XXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XX XX 様



年金生活者支援給付金請求書



平成 年 月 日 届出

氏 名フリガナ XXXX XXXX

電話番号

氏 名

印

基礎年金番号 XXXX-XXXXXX

生年月日 XXXX年XX月XX日

※太枠内は必ず記入してください。

◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提
供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定します。

◎ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正し
く申告する必要があります。

種別コード 1

切り離してご提出ください

お申し込みの
お申し込み
の申し込み
の申し込み

168-8505

日本年金機構

〒
東京都杉並区阿部町四丁目5番24号

切取り線

〒
出 発
切 取 取 線

年金生活者支援給付金とは

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額や、所得金額が一定基準以下の方に対して、
生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。
給付金には、老齢年金生活者支援給付金（補足的な老齢年金生活者支援給付金を含む）、障害年
金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金があり、給付金を受けるためには、いずれも
この請求書の提出が必要となりますので、すみやかにお手続きをお願いします。

● ご請求された場合のあなたの年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次の通りです。

年金生活者支援給付金 見込額（月額）	XXXX 円
給付金種別	老齢

※実際に支給される年金生活者支援給付金額につきましては、この試算結果（見込額）と異なる場合があります
ご記入の際は、同封のリーフレット「年金生活者支援給付金の請求手続きのご案内」をご覧ください

◎ プライバシーを保護するため、全て記入が終わりましたら、同封の目隠しシールを裏面（宛名
面でない面）にお貼りください。

◎ この請求書は、折り曲げたり、同封の目隠しシール以外のシール等を貼らないでください。

◎ 切手を貼ってご投函ください。

※現時点の見込みであり、今後の変更もありうる。

支給要件と給付額の計算方法

給付金種別が「高齢」の方

【支給要件】 以下の支給要件を満たしている必要があります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方
- ③ 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方

【給付額】

月額5,000円を基準に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。※1。

- ① 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,000円 \times 2 \times \text{保険料納付済期間} \div 480月$$
 - ② 保険料免除期間に基づく額（月額）

$$= \text{約}10,800円 \times 2 \times 3 \times \text{保険料免除期間} \div 480月$$
- ※1 前年の年金収入額と所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下である方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。
- ※2 毎人物価スライドにより改定
- ※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間については約10,800円、保険料1/4免除期間については、約5,400円となります。
- ※4 給付金額の算出のもととなった保険料納付済期間等は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。

【給付額の例】

- ＞ 納付済月数が420ヵ月、全額免除月数が0ヵ月の場合
- ① $5,000円 \times 420 \div 480月 = 4,375円$
 - ② $10,800円 \times 0 \div 480月 = 0円$
 - ① + ② = $4,375円 + 0円 = 4,375円$ （月額）
- ＞ 納付済月数が60ヵ月、全額免除月数が240ヵ月の場合
- ① $5,000円 \times 60 \div 480月 = 625円$
 - ② $10,800円 \times 240 \div 480月 = 5,400円$
 - ① + ② = $625円 + 5,400円 = 6,025円$ （月額）

給付金種別が「障害」の方

【支給要件】 以下の支給要件を満たしている必要があります。

- ① 障害基礎年金を受けている方
- ② 前年の所得額が4,621,000円＋扶養親族の数×38万円以下である方

【給付額】

- 障害等級により次のとおりです。
- 障害等級2級 = 月額5,000円※
 - 障害等級1級 = 月額6,250円※（障害等級2級の1.25倍）
 - ※ 毎人物価スライドにより改定

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

給付金種別が「遺族」の方

【支給要件】 以下の支給要件を満たしている必要があります。

- ① 遺族基礎年金を受けている方
- ② 前年の所得額が4,621,000円＋扶養親族の数×38万円以下である方

【給付額】

- 月額5,000円 ※ 毎人物価スライドにより改定
 ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます。

【給付額の例】

- ＞ 3人の子が遺族基礎年金を受給している場合（一人あたりの金額）

$$5,000円 \div 3 = 1666.666\cdots \Rightarrow 1,667円（月額） \quad ※ 50銭以上は切り上げて計算します。$$

給付金を受給するに当たっての留意事項

○ 支給要件の確認

- ・ 日本年金機構では、毎年、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき年金生活者支援給付金の要件を判定しますので、課税証明書等の添付は必要ありません。
 （所得情報を確認できない場合など、ご提出をお願いする場合もございます。）
- ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しい申告する必要があります。
- ・ 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、給付金は支給されなくなります。給付金が支給されなくなる場合は「年金生活者支援給付金不該通知書」をお送りします。

○ 給付金額の改定

- ・ 給付金額は毎人物価の変動による改定があります。
- ・ 給付金額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

○ 給付金が支給されない場合

- ※ このご案内をお送りした方も同様です。
 次の事由に該当した場合は、給付金は支給されなくなります。次の①または③の場合は、必ず届出をお願いします。（手続き方法は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。）

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 年金が全額支給停止のとき
- ③ 刑事施設等に拘禁されているとき

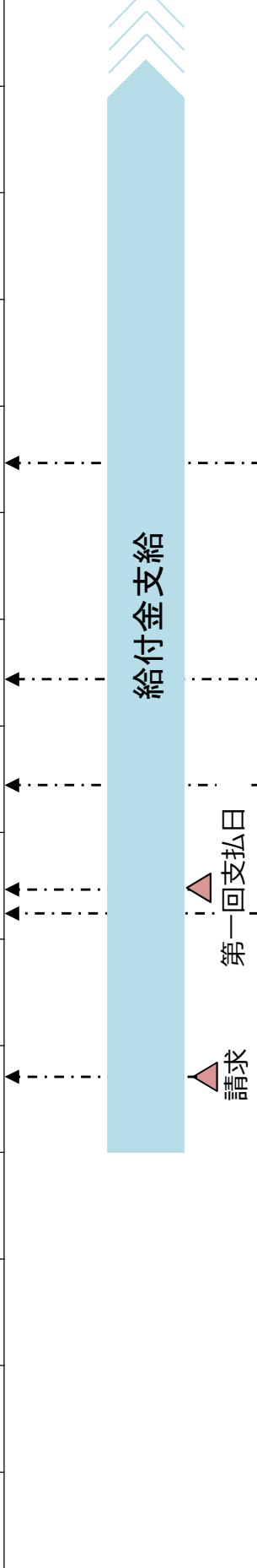
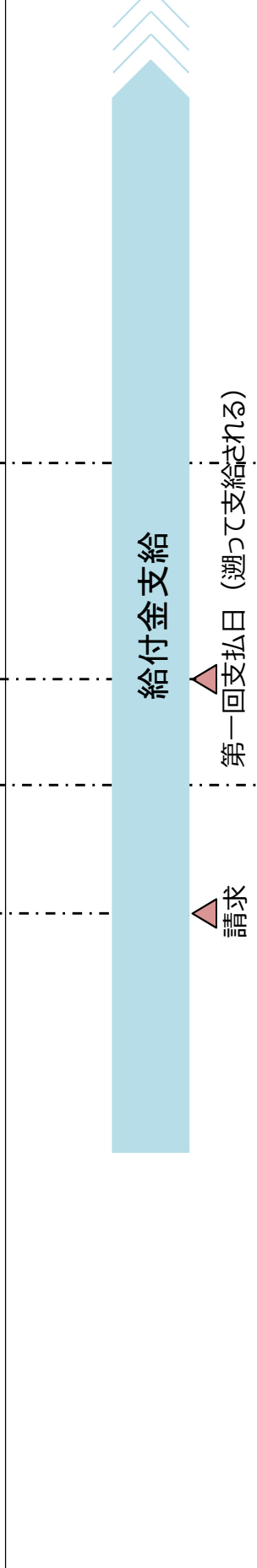
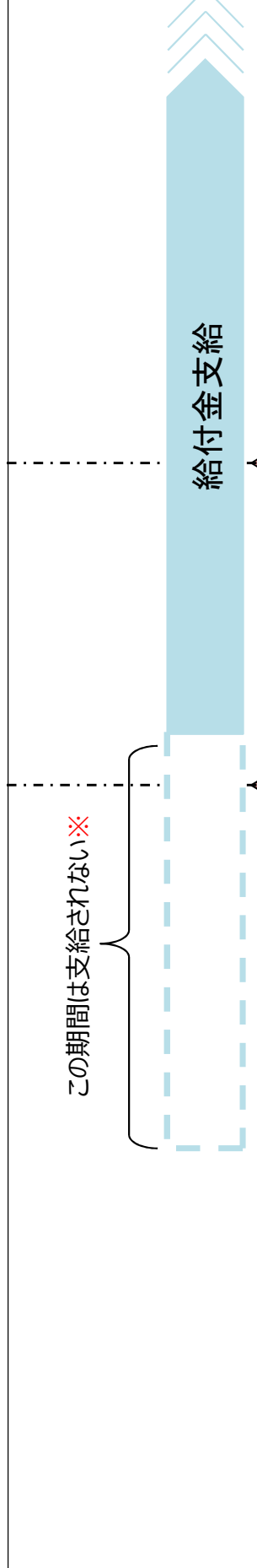
給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

給付金専用ダイヤル： **0570-XX-XXXX**
 050 から始まる電話でおかけになる場合は **（東京）03-XXXX-XXXX**

＜受付時間＞

- | | | |
|-------|---------------|--|
| 月曜日 | 午前8:30～午後7:00 | * 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで。 |
| 火～金曜日 | 午前8:30～午後5:15 | * 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 |
| 第2土曜日 | 午前9:30～午後4:00 | |
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。（P）
- おかけ間違いにご注意ください。

給付金の請求時期と支払日・支給対象期間について

平成31年										平成32年				
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
10月末頃までに請求した場合 (期限は前後する場合があります) 														
(上記以降で) 12月までに請求した場合 														
(上記以降で) 1月以降に請求した場合 														

- ・ 給付金は平成31年12月末までに請求した場合に限り、10月分まで遡って支給されるが、平成32年1月以降に請求した場合、請求した月の翌月分以降から支給されることとなる。

年金生活者支援給付金の広報スケジュール（案）

※現時点の見込みであり、今後の変更もありうる。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
機構のスケジュール												
申請手続（TA請求書） H31.4.1時点の基礎年金受給者												
申請手続 H31.4.2以降に基礎年金を受給する者												
コールセンター												
年金局広報スケジュール												
テレビCM広告												
ラジオ広告												
厚労省ホームページ												
特設サイト												
インターネット広告												
ポスター等												
本広報の対象が集う場所における広告												
新聞広告（政府広報）												

機構のスケジュール

申請手続（TA請求書）

H31.4.1時点の基礎年金受給者

申請手続

H31.4.2以降に基礎年金を受給する者

コールセンター

年金局広報スケジュール

テレビCM広告

ラジオ広告

厚労省ホームページ

特設サイト

インターネット広告

ポスター等

本広報の対象が集う場所における広告

新聞広告（政府広報）

制度施行

申請手続
H31.4.1時点の基礎年金受給者

申請手続
H31.4.2以降に基礎年金を受給する者

コールセンター

年金局広報スケジュール

テレビCM広告

ラジオ広告

厚労省ホームページ

特設サイト

インターネット広告

ポスター等

本広報の対象が集う場所における広告

新聞広告（政府広報）

市区町村の生活保護担当部局への情報提供について

○ 年金生活者支援給付金にかかる生活保護部局への情報提供

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）に対し、年金に上乗せして支給するものである。その対象者の中には、一定数、生活保護受給者がいることが想定されることから、市区町村においては、日本年金機構から情報提供する年金生活者支援給付金の請求書送付者リスト等を国民年金担当部局と生活保護担当部局とで共有することにより、生活保護受給者に対し請求勧奨を進めていく。

○ 対応方針（案）について

日本年金機構から市区町村の保護担当部局への情報提供の項目については、下記のとおりとする予定である。

※ 提供時期については調整中

【日本年金機構から市区町村への提供すべきリスト及び情報提供の項目】

① 給付金請求書（ターンアラウンド様式）送付者リスト 提供時期 2019年9月（予定）

[情報提供の項目]

- ・基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所
- ・地方公共団体コード等
- ・給付金コード
- ・給付見込額（月額）

② 給付金請求書（ターンアラウンド様式）未請求者リスト 提供時期 2019年12月（予定）

[情報提供の項目]

- ・基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所
- ・地方公共団体コード等
- ・給付金コード
- ・給付見込額（月額）

③ 給付金（ターンアラウンド様式）決定者リスト 提供時期 2019年11月、12月及び2020年2月（予定）

[情報提供の項目]

- ・基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所
- ・地方公共団体コード等
- ・給付金コード
- ・給付決定額（月額）
- ・支払開始月